

豐中市多文化共生指針

目次

第1章 指針改訂について

1. 改訂の趣旨・背景	1
2. 国や大阪府の主な動き	2
3. 本市の取組み	3
4. 指針の位置づけ	4
5. 指針の支援対象	5

第2章 外国人市民を取り巻く状況について

1. 外国人市民の現状と推移	7
2. さまざまな課題	11

第3章 多文化共生の基本的な考え方について

1. 基本理念	22
2. 基本目標	22

第4章 多文化共生施策の推進について

1. 推進体制	26
2. 進捗管理	27

第5章 多文化共生施策の展開について

1. 人権尊重の文化が根づくまち（基本目標1）	29
2. 外国人市民が安心・安全に暮らせるまち（基本目標2）	33
3. 多文化共生をみんなで進めるまち（基本目標3）	43
4. 国際感覚にあふれたまち（基本目標4）	48

コラム

1. 豊中市に住み始めて生活に慣れるまで	6
2. T I F A 付添いサポートプログラム	21
3. 「廃棄食材」でつないだ日々	24
4. 子どもの居場所事業について	28
5. 豊中で暮らす外国人のこれまでとこれから	49

資料

1. 多文化共生施策の取組み経過	51
2. 指針改訂の経過	53

第 1 章 指針改訂について

1. 改訂の趣旨・背景

本市は、平成 26 年（2014 年）2 月にそれ以前の「豊中市国際化施策推進基本方針」を引継ぎ、社会・経済の変化や国の提言等をふまえつつ、新たな課題やニーズに対応するため、「さまざまな文化的背景を持った人が、人権尊重を基調に、お互いを理解し合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に暮らすまちの実現」を基本理念とした「豊中市多文化共生指針」（以下、「指針」という）を策定しました。

指針策定から 10 年が経過し、この間、社会・経済のグローバル化や少子・高齢化が進展する中で、平成 30 年（2018 年）の大阪府北部地震や同年の台風 21 号などの影響による甚大な被害、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などを経験しました。

また、多様性や包摂性など誰もが受け入れられる社会を実現しようとする動きやデジタル化の進展など私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

外国人との共生社会の実現のための環境整備を行うため、平成 30 年（2018 年）12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が閣議決定されました。その後令和元年（2019 年）12 月、令和 2 年（2020 年）7 月に改訂され、外国人受入れの体制のさらなる充実が図られています。平成 31 年（2019 年）4 月には「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。これにより日本全体の人口減少と深刻な人手不足の問題解消に向け、外国人の受入れに拍車がかかり、本市の外国人市民も増加し続けています。令和 4 年（2022 年）6 月には、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が示され、目指すべき外国人との共生社会の 3 つのビジョン（①これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会 ②様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会 ③外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会）と 4 つの重点項目（①円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組 ②外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化 ③ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援 ④共生社会の基盤整備に向けた取組）が取り上げられました。

今回の指針の改訂は、従前の指針の基本理念や基本目標を活かしつつも、前述の国の外国人受入れの動きにより外国人市民が増加する中で、災害の激甚化やデジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の経験などの社会経済情勢の変化やそれに伴うさまざまな課題について、地域の実情を踏まえて柔軟に対応するための新たな時代に即した指針へ見直しを行うものです。

指針の改訂を行うことで、さらに多文化共生施策の充実を図るとともに、すべての人の国籍やルーツが尊重され、誰にも住みよい多文化共生のまちづくりを一層すすめていくことの契機とします。

2. 国や大阪府の主な動き

外国人材受入れに関する主な動きとして国は、平成 27 年（2015 年）に改正入管法を施行し、在留資格「高度専門職第 1 号・第 2 号」の新設や「技術」と「人文知識・国際業務」を一本化し、「技術・人文知識・国際業務（技人国）」に変更しました。平成 29 年（2017 年）には、在留資格「介護」を新設しました。また、外国人技能実習制度を拡充し、優秀な実習実施者や監理団体に限定し、技能実習生の受入れ期間を 3 年から 5 年に拡大しました。平成 30 年（2018 年）に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」では、新たな在留資格の創設など外国人材の受入れ拡大の方針が示され、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられました。それにより、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備がはじまりました。平成 31 年（2019 年）には改正入管法が施行され、新たな外国人材受入れのための在留資格として、人材が不足している産業分野において、相当程度の知識や経験を有する外国人向けの「特定技能 1 号」や熟練した技能を有する外国人向けの「特定技能 2 号」を創設するとともに、出入国在留管理庁が設置され、在留管理の強化を図りました。また、「日本語教育の推進に関する法律」が成立・施行され、日本語教育の推進に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務が明文化されました。令和 2 年（2020 年）には「地域における多文化共生推進プラン」の改訂とともに、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた多文化共生の推進に係る指針・計画の見直し等の通知が行われました。令和 4 年（2022 年）には「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が示され、目指すべき外国人との共生社会のビジョンと重点項目が取り上げられました。

外国人材の受入れのほかには、平成 28 年（2016 年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を制定し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向け、相談体制の整備や教育の充実、啓発活動などの基本的施策の取組みが定められました。

大阪府の主な動きは、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）をはじめとした国際イベント等により来阪する外国人が一層増加することが見込まれることや、特にインターネットを利用した悪質なヘイトスピーチが疑われる事象が発生している状況に鑑み、ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築くことをめざし、令和元年（2019 年）に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（以下「ヘイトスピーチ解消推進条例」という。）を施行しました。令和 3 年（2021 年）には、「大阪都市魅力創造戦略 2025」を策定し、国際都市大阪に相応しい新たな賑わいを創出し、活力を高めていくための方向性を示しました。令和 4 年（2022 年）には、官民の関係団体が連携し、外国人材の受入促進と共生推進を図るため、情報共有・相互連携等を行う組織として、「OSAKA 外国人材受入促進・共生推進協議会」を大阪出入国在留管理局とともに設置しました。外国人を取り巻く状況の大きな変化を踏まえるとともに、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）及びその後の未来社会を見据え、令和 5 年（2023 年）に「大阪府在日外国人施策に関する指針」を改訂しました。

3. 本市の取組み

平成 26 年（2014 年）の指針策定後、従来の相談対応、日本語交流活動、外国にルーツを持つ子どもの居場所づくりなどの活動のほかに、外国人材の受入れなどの国や大阪府の動きによる影響や大阪府北部地震や新型コロナウイルス感染症などの災害による影響への対応など、本市の外国人支援についてもさまざまな取組みを行いました。

（主な取組内容等）

年/月	内容
平成 29 年（2017 年） 2 月	災害時多言語支援センター設置に関する協定書締結
平成 30 年（2018 年）10 月	外国人のための防災フェアの実施

平成 31 年（2019 年） 4 月	外国人相談窓口の体制強化
令和 2 年（2020 年） 3 月	SNS による多言語情報の発信強化
” 10 月	南部地域及びオンラインでの新たな日本語教室の実施
令和 3 年（2021 年） 7 月～ 令和 4 年（2022 年） 6 月	多言語対応の新型コロナワクチン集団接種等の実施
令和 3 年（2021 年） 5 月～12 月	コロナ禍における外国人市民の生活への影響に関する調査研究
令和 4 年（2022 年） 4 月～	ウクライナ避難者のための総合窓口の設置
” 10 月	多文化共生に関する市民アンケート調査
令和 5 年（2023 年） 4 月～	通訳付添いサポート補助金事業の実施

災害時多言語支援センター設置に関する協定書は、（公財）とよなか国際交流協会と締結し、災害時の役割分担について災害前から明確にし、災害時に速やかに対応が行えるようにしました。大阪府北部地震や新型コロナウイルス感染拡大時には、実際に災害時多言語支援センターを設置し、迅速かつ柔軟に多言語での情報発信、相談対応を行いました。外国人相談窓口の体制強化は、相談日を週 1 回から週 5 回に拡大し、オンライン相談にも対応するなど、コロナ禍で外出ができない外国人市民の相談対応も可能としました。コロナ禍には、（公財）とよなか国際交流協会と連携し、新型コロナワクチンの説明案内文を全外国人市民へ 10 言語で送付するとともに、多言語での予約システムを構築し、集団接種会場の運営を行いました。また外国人市民がコロナ禍でどのような影響を受けたかの実態調査を（公財）とよなか国際交流協会と共同で行いました。ロシアがウクライナへの侵攻を行い、日本での避難者の受入れがはじまると同時に本市にも総合窓口を設置し、避難者の受入れ対応を行いました。このように社会情勢の変化に応じて、本市でもそれらに対応するための取り組みを行いました。

4. 指針の位置づけ

多文化共生のまちづくりの推進に向けた施策については、「第 4 次豊中市総合計画後期基本計画」（計画期間：令和 5 年度〔2023 年度〕～令和 9 年度〔2027 年度〕）では、次のとおり位置づけられています。本指針は、他分野の関連計画等と連携して、多文化共生のまちづくりを総合的に推進するための基本理念や基本目標、具体的な取り組み内容を示すものです。

第4次豊中市総合計画後期基本計画

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

施策4-1 共に生きる平和なまちづくり施策の方向性

(3) 多文化共生のまちづくりを進めます

①多文化共生施策の充実 ②国際交流・国際協力活動の推進

多文化共生指針

関連計画等

「第5期豊中市地域福祉計画」、「第2期豊中市教育振興計画」、
「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画」、「第3期豊中ブランド戦略」、
「豊中市地域防災計画」等

5. 指針の支援対象

この指針における「外国人市民」は、住民基本台帳に登録された外国籍の人を意味しますが、実際には海外で生まれ育ち日本語を話せない日本人や親が国際結婚をしている日本人など、外国籍の人と同じ課題を持つさまざまな背景の外国にルーツを持つ人が住んでいます。

そのためこの指針では、外国人市民に限らず、外国籍や外国にルーツを持つ人など、支援を必要としているすべての人を対象とします。

豊中市に住み始めて生活に慣れるまで

(公財)とよなか国際交流協会 多言語スタッフ ばでい しゅれすた バディ・シュレスト

私は、2002年にネパールから来ました。最初に日本に来た時、「この国ではもう何もできない。何もできないから国に帰らないといけない」と思っていました。日本語教室でもよく泣いていました。言葉とか他にもいろんなことで不安がいっぱいでした。

私は、日本人と結婚して日本に来て、豊中市で外国人登録*をしたとき、とよなか国際交流センターと日本語を勉強できる日本語教室を紹介してもらいました。センターに初めて来たとき、ネパール語が話せるスタッフがいました。とても安心しました。

最初は、日本語が全くわからないので、ネパール語ができるスタッフやボランティアとネパール語や英語で話をしたりしました。毎日センターに来るようになって、日常生活のいろんなことが少しずつできるようになりました。今は豊中にも多くのネパール人が住んでいますが、そのときはほとんどいない状況でした。寂しくてどうしたらいいかと思っていました。ご近所さんもたくさん助けてくれました。わからないことをいっぱい教えてくれました。

私は将来、ボランティアをやりたい、他の人を助けたいという夢がありましたが、自分が変わらないと何もできないと思っていました。でもセンターに来たら本当に楽しくて、家みたいな感じでした。毎回日本語だけでなく、友だちと会ったり、いろいろな話をしたり、すごくアットホームな感じです。

私もボランティアが楽しくなって、おまつり地球一周クラブやイベントでボランティアをしました。たくさん子どもたちと触れ合うことができ、地域の人たちとも触れ合うことができ、そういったことができ、本当に毎日が楽しくなってきて、だんだん自分に自信ができました。

今はとよなか国際交流センターで多言語スタッフとして働いています。自分側からできることをしています。日本に来たばかりのネパール人は日本語が話せたとしても、日本のこと、制度のことはわからないし、どこに何があるか、全くわからない人がとても多いです。日本は安心できる、住みやすい国ですが、みんな不安です。それは、前に自分が困っていたことと同じです。安心して安全に豊中で住めるように、信頼関係を作ってお互いに安心しているかな、豊中はすみやすいかなと思いながら、仕事をしています。

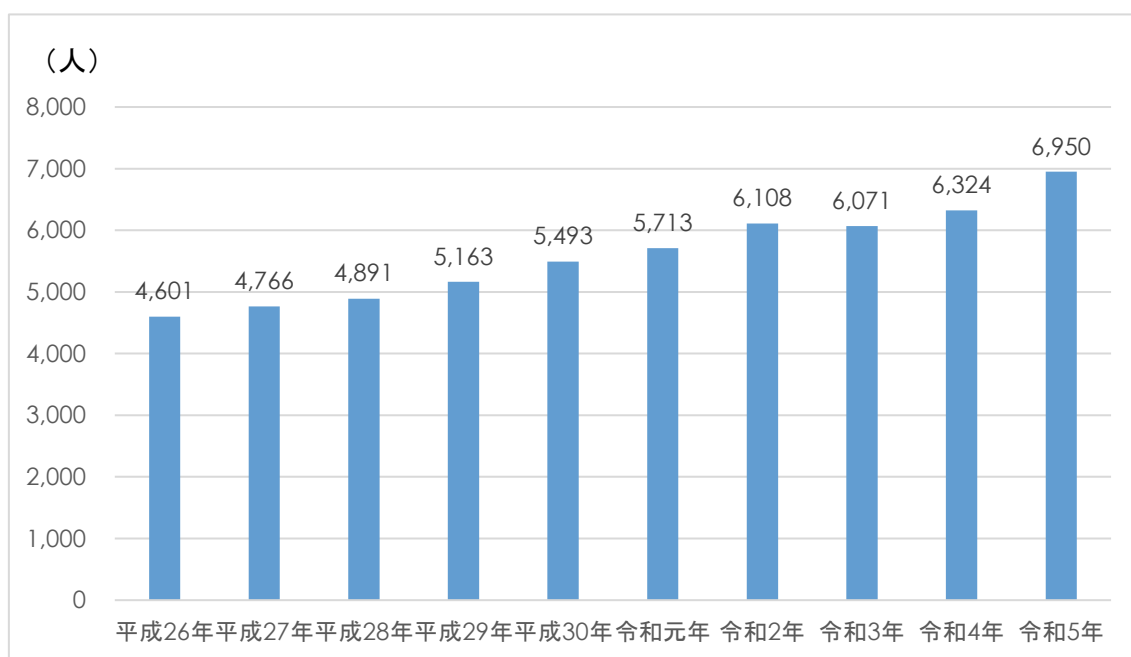
*平成24年(2012年)7月に外国人登録制度は廃止され、現在は、在留カードとなり、外国人も住民基本台帳で管理されています。

第2章 外国人市民を取り巻く状況について

1. 外国人市民の現状と推移

(1) 豊中市の外国人市民数の推移

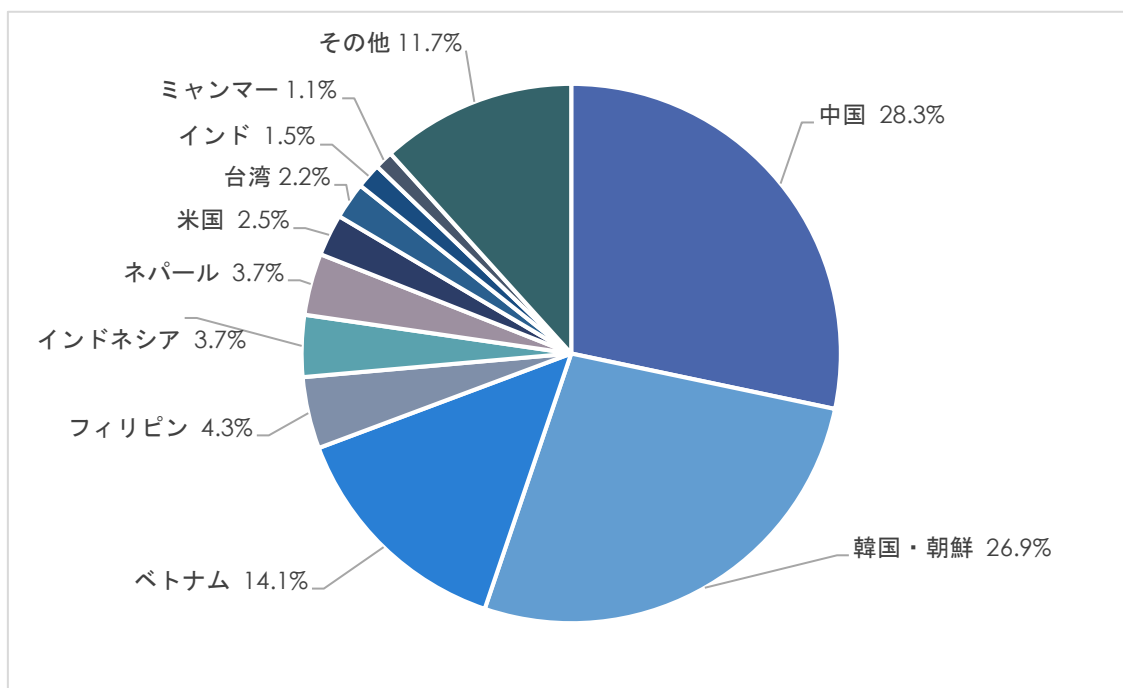
豊中市の外国人市民数については平成26年以降、増加傾向にあります。令和2年（2020年）、令和3年（2021年）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした入国制限により一時的に停滞したものの、令和4年（2022年）以降は、急増している状況です。10年前と比較すると外国人市民数は約1.5倍になっており、外国人比率も約1.74%、市民の約60人に1人が外国籍という状況となっています。国や府が外国人労働者の受入れを進めていることから、今後も外国人市民の増加が見込まれ、高い比率で推移していくことが予測されます。



【図1 外国人市民数の推移】（各年6月末豊中市住民基本台帳よ）

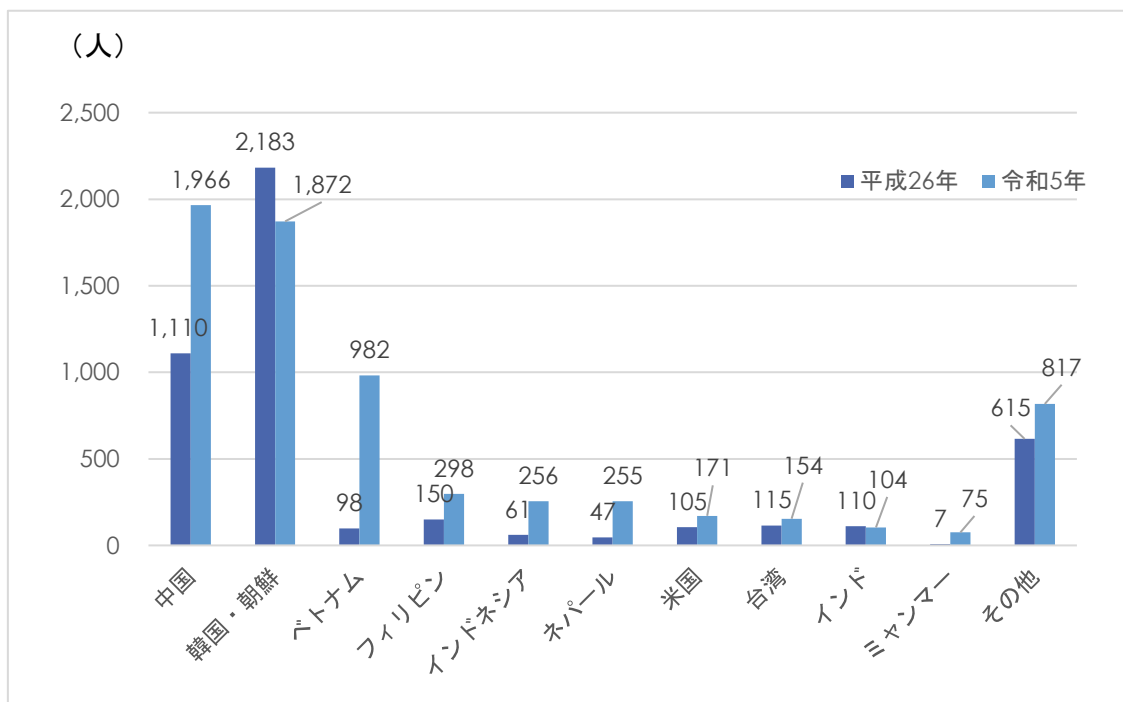
(2) 国籍・地域別の割合と推移

令和5年（2023年）6月末現在で98の国・地域出身の外国人が住んでいます。国籍・地域別の割合は、中国28.3%、韓国・朝鮮26.9%、ベトナム14.1%、フィリピン4.3%、インドネシア3.7%などとなっています。



【図2 国籍・地域別の割合】（令和5年6月末豊中市住民基本台帳より）

また、外国人市民の国籍・地域別人数の推移は、多文化共生指針策定時（平成26年）から比較すると以下のグラフのとおりです。

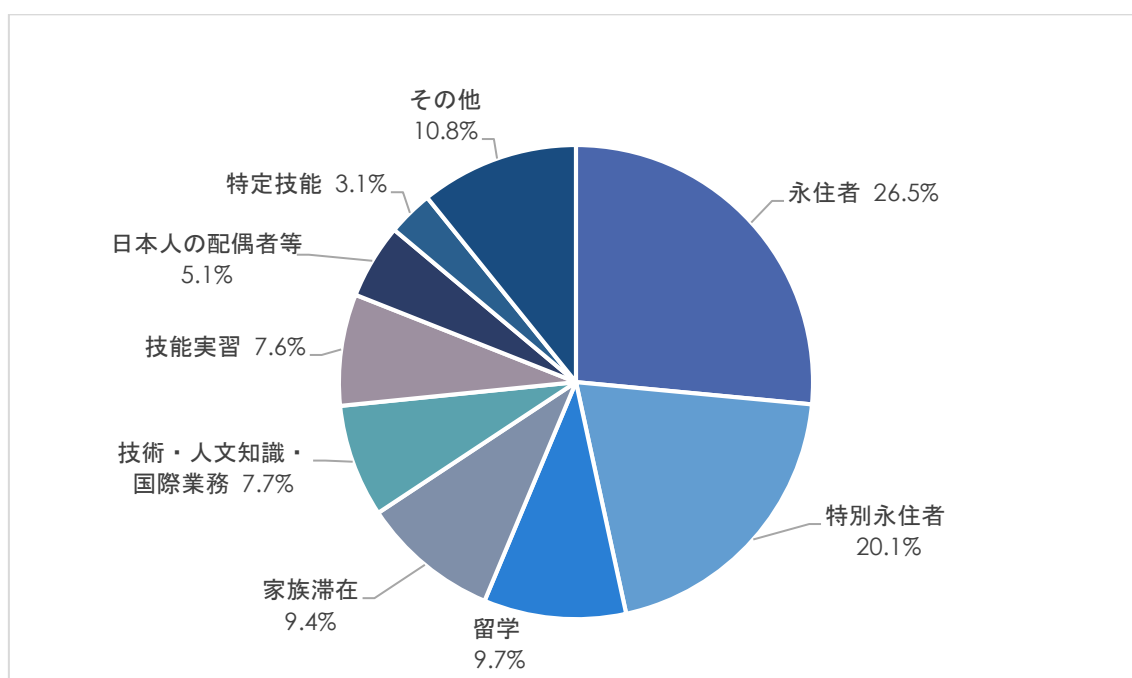


【図3 国籍・地域別外国人市民数】（令和5年6月末豊中市住民基本台帳より）

豊中市では、旧植民地出身者の子孫とその家族が多く暮らしていたことから、韓国・朝鮮が最も多い状況が続いていましたが、近年は、中国と順位が入れ替わっています。また、ベトナム、フィリピン、インドネシア、ネパール、ミャンマーなどアジア出身者の増加も顕著です。

（３）在留資格別の割合

在留資格別の割合は、永住者 26.5%（1,826 人）、特別永住者 20.1%（1,385 人）、留学 9.7%（666 人）、家族滞在 9.4%（648 人）、技術・人文知識・国際業務 7.7%（528 人）などとなっています。



【図 4 在留資格別の割合】 （令和 5 年 6 月末豊中市住民基本台帳より）

【参考】主な在留資格について

永住者 法務大臣から永住の許可を受けた者であり、在留期間は無制限。

特別永住者 第二次世界大戦の以前から日本に居住し、昭和 30 年（1952 年）のサンフランシスコ平和条約の発効により日本国籍を失ったが、引き続き日本に在留している外国人。平和条約による国籍離脱者が韓国・朝鮮人、台湾人のみであったことから、その 3 地域の割合が非常に多いのが特徴。またその子孫も特別永住者の対象となる。在留期間および在留活動に制限はない。

留学 日本の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校および小学校等の学生・生徒。在留期間は、4 年 3 ヶ月を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する。

家族滞在 在留外国人が扶養する配偶者・子。在留期間は、5 年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する。

技術・人文知識・国際業務 日本の公私の機関との契約によって基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する者。該当例としては、機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等であり、在留期間は、5年、3年、1年または3ヶ月。

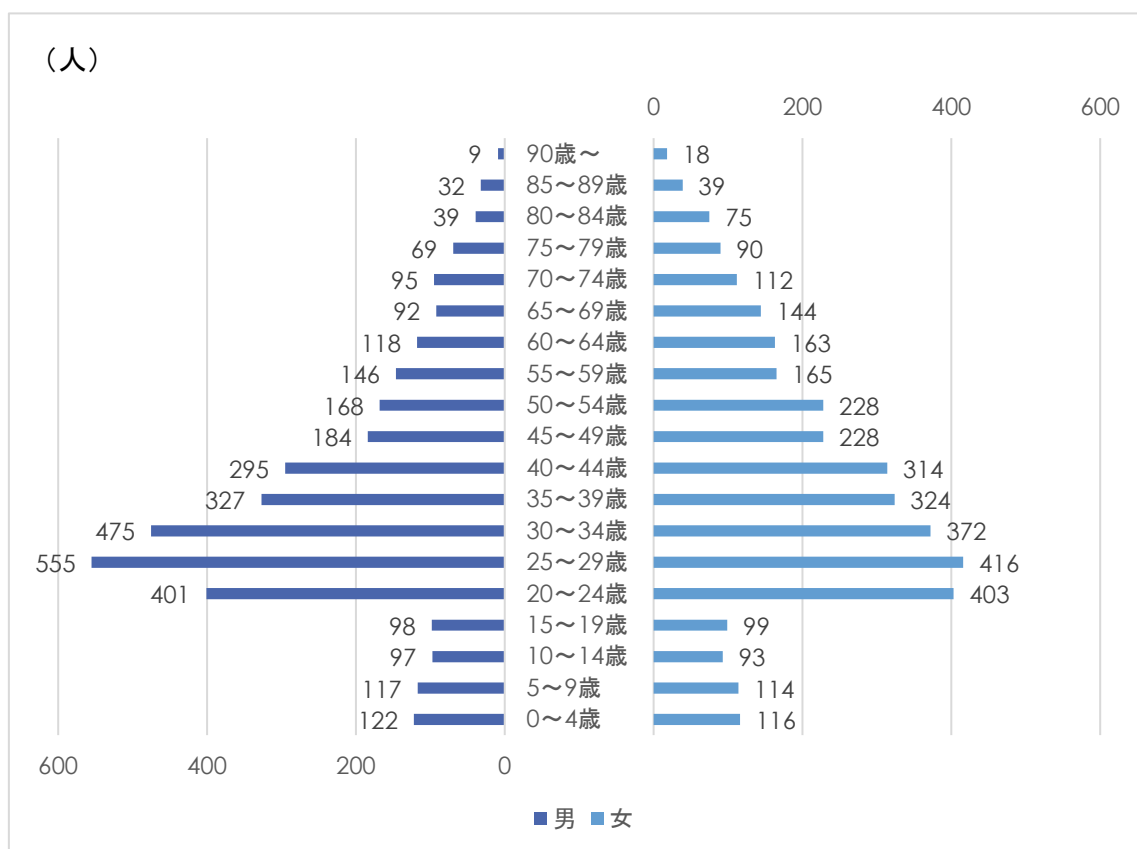
技能実習 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画に基づいて、講習を受け、技能等に係る業務に従事する技能実習生。在留期間は、1年または2年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する。

日本人の配偶者等 日本人の配偶者・子・特別養子。在留期間は、5年、3年、1年または3ヶ月。

特定技能 特定産業分野に属する相当程度知識又は経験と技能を要する業務に従事する外国人。在留期間は、1年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する。

（４）年齢区分別・男女別人口

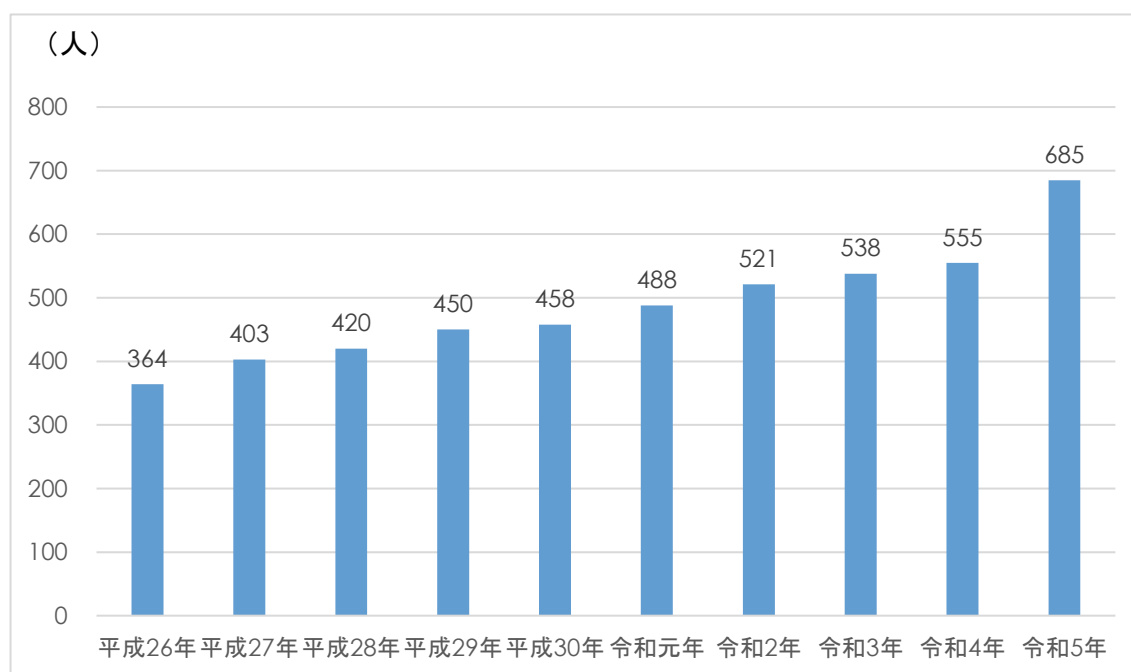
外国人市民のうち、61.8%が20代から40代に集中しているのは、留学生や外国人労働者の受入れによる影響が大きいと推測されます。男女別の人数は、20代から30代は、男性が多く、年齢が高くなるほど女性の割合が多い傾向があります。



【図５ 年齢・男女別外国人市民数】（令和５年６月末豊中市住民基本台帳より）

（５）就学前・児童・生徒数（16 歳未満）の人口の推移

外国人市民が増加したことにより、市内のこども園等や小・中学校に通う外国人の子どもも急増しています。これに伴い、こども園等の子どもや小・中学校での児童・生徒の受入れの環境整備をはじめ、学習支援や保護者への対応、多文化共生教育等の必要性が高まっており、併せて、義務教育修了後の進学や就職への支援のニーズもますます増加していくものと考えられます。



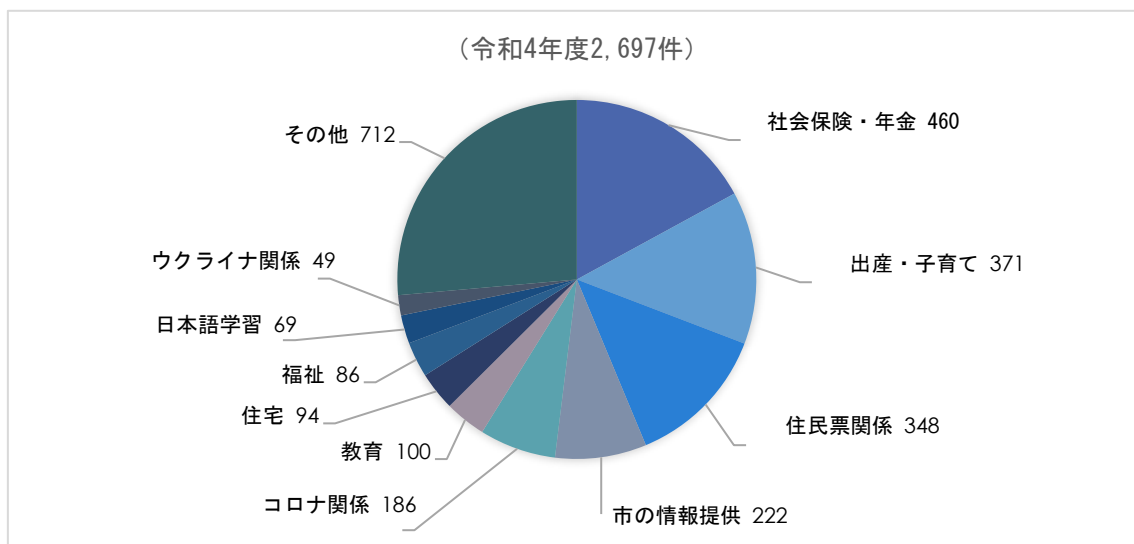
【図 6 16 歳未満外国人市民数の推移】 （各年 6 月末豊中市住民基本台帳より）

2. さまざまな課題

市役所と国際交流センターに設置している外国人相談窓口での対応や外国人市民と日本人市民を対象に実施した多文化共生に関するアンケート調査、コロナ禍の外国人市民への影響調査、関係各課へのヒアリングから、さまざまな課題がみえてきました。外国人受入れの環境整備をはじめ、コミュニケーション支援、地域での交流事業などの外国人支援や多文化共生の取り組みは、庁内での分野横断的な連携や関係機関との連携により、総合的に進めていく必要があります。

（１）外国人相談窓口の対応からみえるもの

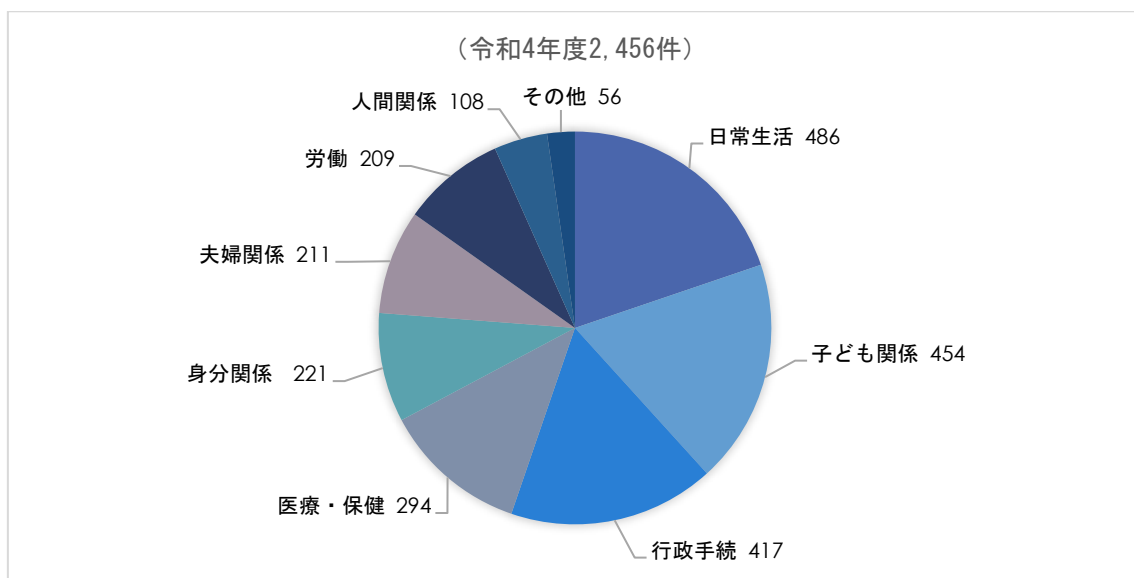
豊中市では、一元的相談窓口として、市役所で行政手続きの通訳・相談対応、国際交流センターで生活相談の対応をしています。



【図 7 市役所・相談内容別件数】 （外国人向け市政案内・相談窓口 統計より）

（相談者の主な声）

- 行政情報や手続き書類の大半が日本語で外国人にはむずかしい
- 市役所に来ないでも多言語で手続きできるシステムがあるといい
- ホームページやコールセンターが多言語対応しているとよい など



【図 8 国際交流センター・相談内容別件数】 （外国人のための多言語相談サービス 統計より）

(相談者の主な声)

○医療機関を受診するときに言葉がわからず不安である

○日本の文化や風習がわからない

○こども園や学校に通うための手続きや先生とのコミュニケーションが難しい など

(2) 多文化共生に関するアンケート調査からみえるもの

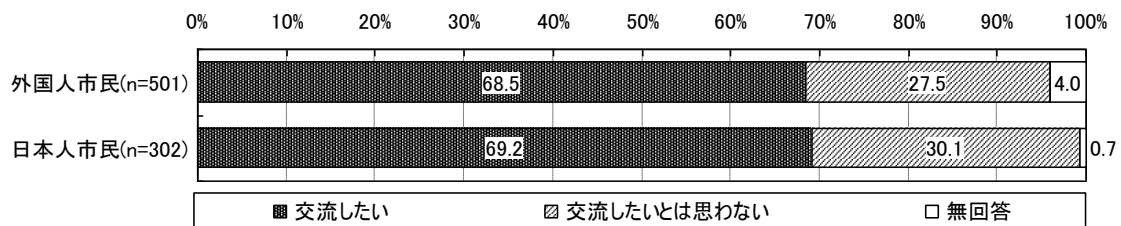
令和4年度(2022年度)に多文化共生のまちづくりを推進する上の基礎資料とするため、多文化共生に関するアンケート調査を実施しました。

(アンケート調査の概要)

期間	令和4年(2022年)10月7日から10月31日
対象者	住民基本台帳から18歳以上の外国人市民2,000人、日本人市民1,000人を無作為抽出
手法	対象者へ二次元バーコードを記載した依頼書を郵送し、インターネット上の回答フォームに入力
言語	やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語の8言語
回収状況	(外国人市民) 到達数1,950件、有効回答数501件、有効回答数25.7% (日本人市民) 到達数995件、有効回答数302件、有効回答数30.4%

(アンケート調査結果 抜粋)

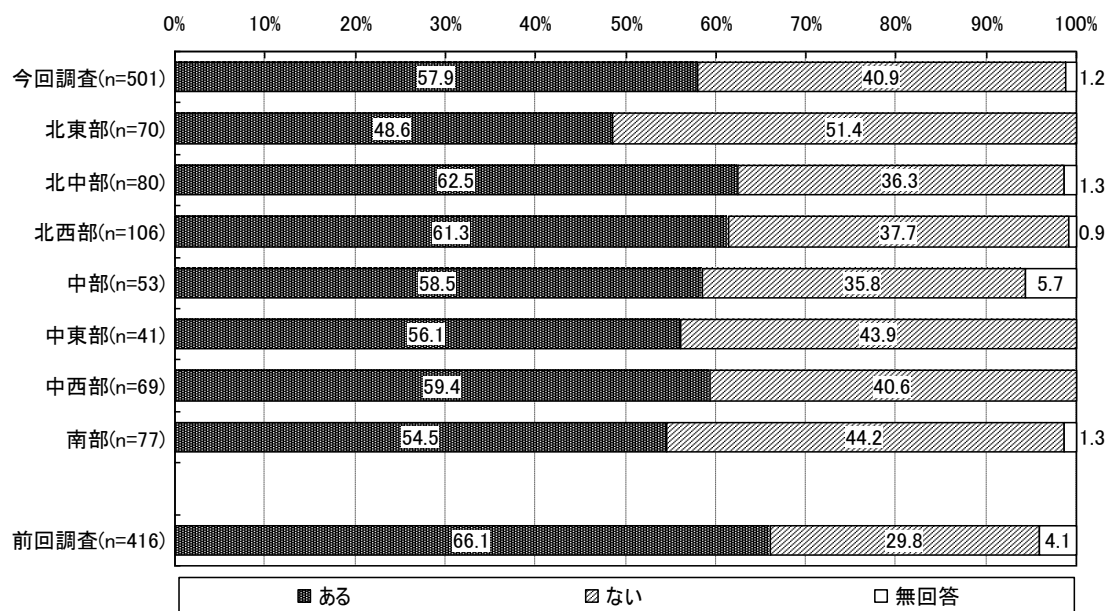
(問) あなたは、住んでいるまちの人たちと積極的に交流したいと思いますか。【図9】



外国人市民と日本人市民を比較すると、共に「積極的に交流したい」と思っている人が7割弱を占めています。このことから、地域で日本人と外国人が交流できるイベントの開催や参加しやすいしくみづくりなどを行い、活発な交流を行っていく必要があります。

(問) あなたは、あなたが住んでいるまちの人たちと、つきあいがありますか。【図 10】

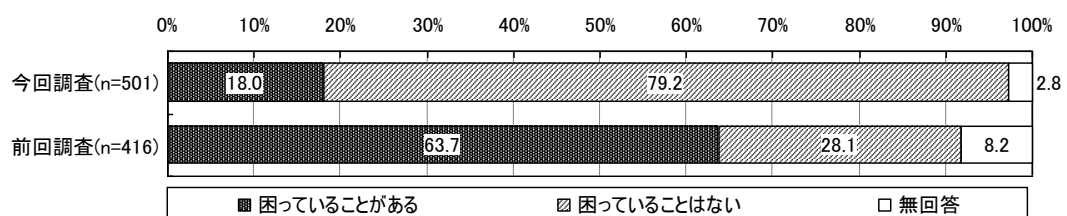
(外国人市民のみ回答)



つきあいが「ある」という外国人市民が 57.9%を占めています。居住地域別にみると、北東部で「ない」という人が多くみられます。前回調査（平成 24 年（2012 年）実施）と比べると、「ある」という人が減少する結果となっています。

(問) 住んでいるまちの人とのつきあいで困っていることがありますか。【図11】

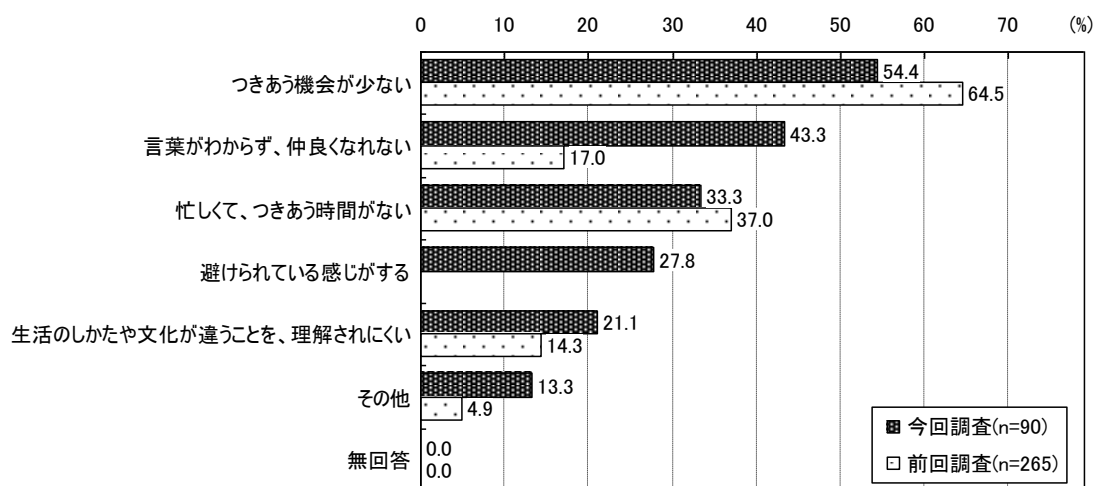
(外国人市民のみ回答)



外国人市民のうち、地域での人づきあいで「困っていることがある」という人は18.0%となっています。前回調査と比べると、「困っていることがある」という人は大きく減少する結果となっています。

(問) 困っていることは何ですか。【図12】

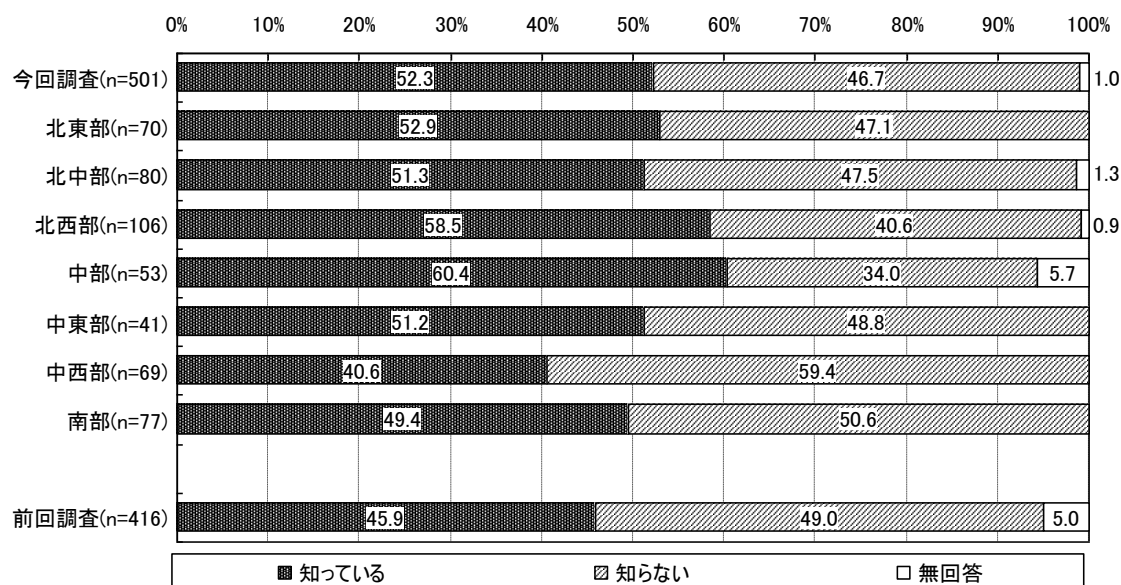
(困っていることがある外国人市民のみ回答)



困っていることがある外国人市民のうち、住んでいるまちの人とのつきあいで困っていることが何か尋ねたところ、「つきあう機会が少ない」が54.4%と最も多く、次いで「言葉がわからず、仲良くなれない」が43.3%、「忙しくて、つきあう時間がない」が33.3%などと続いています。前回調査と比べると、「言葉がわからず、仲良くなれない」が大きく増加する結果となっています。

(問) あなたは、地震や台風などの災害がおきたときに、どこに逃げたらいいか(＝ひなん場所)を知っていますか。【図13】

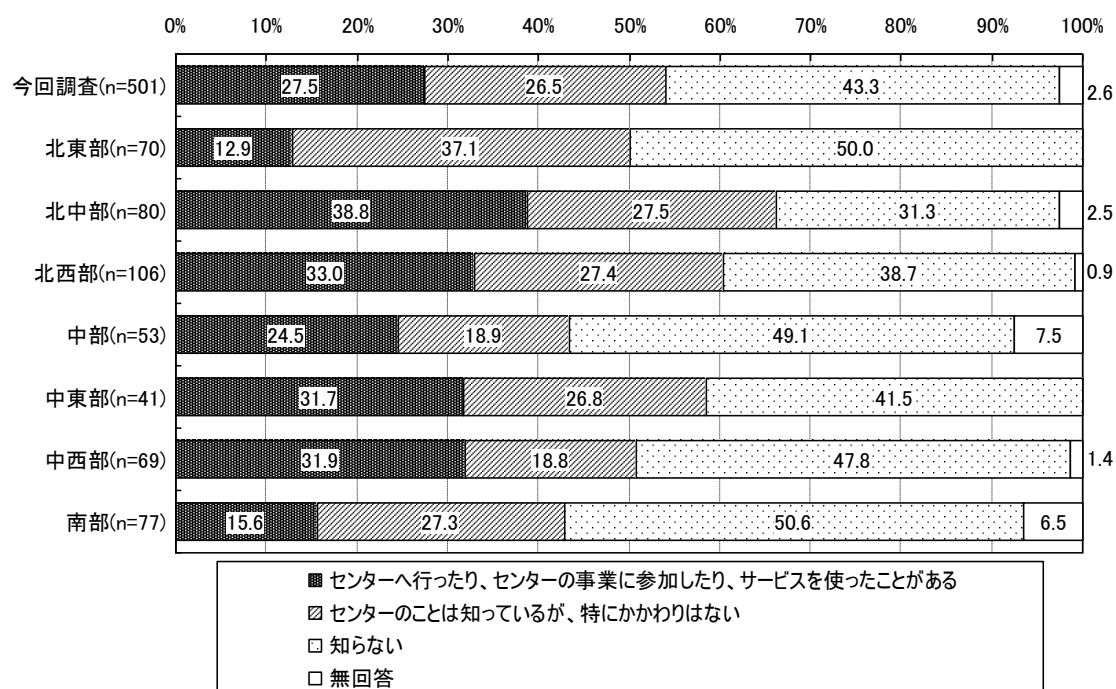
(外国人市民のみ回答)



外国人市民が災害時の避難場所を「知っている」という人は52.3%となっています。居住地域別にみると、中部や北西部で「知っている」、中西部で「知らない」という人が多くみられます。前回調査と比べると、「知っている」が増加していますが、避難所についての情報発信の強化を行う必要があります。

(問) あなたは、豊中駅前にある「とよなか国際交流センター」に行ったり、サービスを使ったことがありますか。(1つ選んでください)【図 14】

(外国人市民のみ回答)



外国人市民は、「知らない」が43.3%と最も多く、次いで「センターへ行ったり、センターの事業に参加したり、サービスを使ったことがある」が27.5%、「センターのことは知っているが、特にかかわりはない」が26.5%となっています。居住地域別にみると、北東部と南部で「センターを知らない」が50.0%を占め、「センターへ行ったり、センターの事業に参加したり、サービスを使ったことがある」も他地域と比較すると極端に少なくなっています。センターの情報発信の強化やアウトリーチによる事業の実施など市域全体に支援を届ける必要があります。



豊中市多文化共生に関するアンケート調査結果報告書（本編）は、こちら

市ホームページ

（３）コロナ禍における外国人市民の生活等への影響に関する調査研究からみえるもの

令和元年（2019 年）に発生した新型コロナウイルス感染症により、外国人市民を含むすべての人の日常生活や社会経済に大きな影響がありましたが、渡航制限などにより日本人以上に外国人への影響は大きいものでした。どのような影響があったのかを把握するため、令和３年度（2021 年度）に（公財）とよなか国際交流協会と共同でコロナ禍における外国人市民の生活等への影響に関する調査研究を実施しました。

コロナ禍における外国人市民の生活等への影響に関する調査研究報告書（本編）はこちら



市ホームページ

調査研究結果からは、仕事や所得、差別、子育て支援、情報の入手に関することなどコロナ禍における外国人市民の生活への影響が日本人以上に大きい可能性があることが示唆されました。非常時の対応だけでなく、平常時から外国人市民の置かれた脆弱性を改善していく必要があります。

本調査研究結果を受け、豊中市多文化共生施策推進連絡会議専門部会 榎井縁部会長より本市の多文化共生施策へ以下のとおり、５つの提言を受けました。

- １．外国人市民の労働環境の改善～地域レベル／国レベルの働きかけ
- ２．公的支援を受けるための地域社会との接点づくり
- ３．子育て・教育支援と当事者のエンパワメント
- ４．外国人市民への不当な差別を許さない
- ５．外国人市民の社会参加を積極的に応援し、共に地域をつくる

（４）関係各課のヒアリングからみえるもの

外国人市民との関わりが多い関係課に対して、（公財）とよなか国際交流協会と連携し、令和５年（２０２３年）１月から２月にかけて多文化共生に関する取組みの現状や課題などを把握するため、ヒアリングを実施しました。以下、主な課題等を紹介します。

<母子保健について>

○産後の過ごし方や離乳食のすすめ方、乳幼児の身体発育曲線基準の違いなど、母国文化の方針や育児のやり方がある場合、保健師が助言に迷うことがある。

○ネパール語版やベトナム語版、インドネシア語版の母子健康手帳の発行が増えてきている傾向にある。

<就学前の子どもについて>

○こども園等へ入園するときの外国人市民への説明は、職員に非常に高いスキルが必要である。

○こども園等に入園している外国人の子どもの国籍は、すべては把握できていない。各園からの個別の相談でのみ把握が可能である。

○外国人の受け入れ経験のないこども園と経験のあるこども園との情報共有や人材交流を図ることで現場を経験することが大切である。

○幼保こ小連絡協議会（小学校に入る前の子どもの情報交換を行う会）で外国人の子どもや外国にルーツを持つ子どもの対応について検討ができるとよい。

○児童手当などの制度改正にあわせて、制度の説明資料をすぐに翻訳できない場合がある。

<小・中学校での教育について>

○日本語の巡回指導が必要な児童・生徒の数が年度当初から倍増している。最近ではネパール人とベトナム人が多い。

○学校からの案内をすべて翻訳することはできないが、成績や健康に関する重要なものは翻訳して渡している。

○児童・生徒に一人1台ずつ配付されているタブレット端末に翻訳アプリが導入されており、子どもたちはそれを使用してコミュニケーションをとっているが、細かなニュアンスが伝わらなくトラブルになることもある。

○小学校7校、中学校1校で国際教室（宿題をみたり、交流活動をするもの）を運営しているが、担い手不足である。中学校でも同じような教室はさらに必要だと感じている。

○タブレットを利用した多文化共生や国際理解につながるようなアプリやコンテンツがあるとよい。

＜市の情報発信等について＞

○ベトナム人やネパール人が増加しているので市のホームページの自動翻訳機能にベトナム語やネパール語があるとよい。

○コールセンターの多言語対応が可能な自治体が増えてきている。

＜市立豊中病院での対応について＞

○翻訳機等を臨機応変に活用しているが、医療用語などは通じないこともある。代わりになるものとして電話通訳を検討している。

○受診費用の未払いなどトラブルになるケースもある。

＜医療機関の環境整備について＞

○多言語対応が可能な医療機関を把握し、情報発信ができるとよい。

○3 師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）と連携・協力し、外国人对応の環境整備が必要である。

＜就労支援について＞

○日本語能力がなく、コミュニケーションがとれなければ、就労に結びつくことは難しいが、英語能力と対象者自身が勉強して成長し続けたいという熱意が伝わり、ホテルのフロントに採用されたケースもある。

○まずは企業への実習などで働く姿をみてもらって企業側が雇用するか判断するという手法があるが、言葉の壁のほか、在留資格によっては就労が資格外活動にあたり、週 28 時間に制限されると、その手法に至る前に断られる場合がある。

<事業所との連携について>

○どの事業所にどのくらい外国人が雇用されているか把握ができないため、事業所への情報提供が難しい。

○技能実習生の監理団体から日本語教育や住宅確保の面での支援があればよいという声がある。

<地域での外国人市民とのつながりづくり>

○国際交流センターの相談窓口に来た相談者の情報を地域の民生委員へ提供し、地域で見守りができるしくみづくりができるとよい。

○地域防災計画の中で、外国人は要配慮者として位置付けられており、個別避難計画を策定していく中で、外国人市民に避難計画の情報が届くのか不安である。

○地域での外国人市民との交流が重要で、つながりができれば相談にもつながる。

<災害の対応について>

○避難所に要配慮者（外国人等）が避難した場合は、受付名簿の備考欄で把握することになるが、備考欄の記入の有無で把握できるかどうかが決まる。

○自主防災組織は、31 校区で結成されているが、自主防災組織の会議で外国人支援についての情報提供は可能である。

TIFA付き添いサポートプログラム

NPO法人 国際交流の会とよなか じんの み ち こ 神野美知子

国際交流の会とよなか(TIFA)は、1985年の発足以来、地域の外国人の日常に寄り添う支援を行ってきた。病院などへの同行もその一つ。子供が高熱を出した、家族が胸の痛みを訴えているといった相談への対応や、検査の結果を一緒に聞きに行くことも。妊婦検診も、毎回は難しくても、ポイントポイントで、補助が必要だ。同行して感じるのは、言葉を伝えるだけでなく、リラックスして受診できる雰囲気づくりも大切な役割だということ。国や文化により、治療に対する考え方も違えば、宗教による制約もある。ちょっとした疑問や、違和感、要望などを口にできることは、大きい。

こうしたサポートを活動の中で知り合ったボランティアや同国人の友人などが担ってきたわけだが、外国人の増加や、言語の多様化により、一部の人に負担が偏ったり、身近に同行を頼める人がいなかったりと、個人的な人間関係や、好意だけではまかないきれなくなってきた。そこでTIFAでは、「付き添いサポート」という取り組みを始めた。受付窓口を一本化すると同時に、サポーターにも心ばかりの謝礼をわたすことで、個人対個人ではなく、チームで支えるしくみだ。より多くの外国人に利用してもらいたいという思いからだ。

対応件数は、2020年9月から2021年末の試行期間が約25件、2022年4月から2023年3月までの約1年間で約40件、2023年4月から9月までの半年で約60件。さらに増えることが予想される。対応言語は、英語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、ネパール語、スペイン語、ウクライナ語。同行先は、内科、産婦人科、皮膚科、歯科などの医療機関、障害児の支援・教育機関など。不妊や、心療内科など、気持ちに寄り添うサポートが求められるケース、他市への同行が必要なケースも少なくない。

継続するための課題も出てきた。まず、依頼時のコミュニケーション。スマホから多言語で申し込めるシステムを準備している。さらに、多様なニーズに対応するための、人材の育成。そして、財源の確保。一度の同行での時間の長さも、サポートを難しくしている。

市民団体の柔軟性を生かし、知恵を絞り、一つ一つ解決していきたい。

第3章 多文化共生の基本的な考え方について

1. 基本理念

本市では、人権文化のまちづくりをすすめる条例を制定し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに努めてきました。時代の流れとともにこれまではなかった新たな人権課題が次々と増え、人権の概念も広がり、人権への考え方も変化してきています。豊中市第2期SDGs未来都市計画では、年齢や性別、国籍などの違いにとらわれず、お互いの存在を理解し尊重しあって、共に生きる平和な社会の実現と誰一人取り残さない持続可能なまちをめざしています。

外国人市民が増加していく中で、地域での交流事業や学校生活などで外国人と日本人が触れ合う機会が増加しています。お互いの生活様式や文化などを理解していないことで、誤解を招き、差別や排除につながるものがあってはいけません。

多文化共生のまちづくりとは、国籍やルーツにかかわらず、どのような人が困難な状況に陥っても対応できる力を持った地域社会を実現していくことです。お互いに多様性を認め合い、対等な関係を築くことができる地域社会にはその対応力があります。そのような地域社会を実現するためには、外国人も日本人もすべての市民が協働して多文化共生のまちづくりに関わっていかなければなりません。その結果、すべての人にとって住みよいまちにつながる多文化共生のまちづくりを実現することができます。

そこで本指針の基本理念は、以下のとおりとします。

国籍やルーツにかかわらず、さまざまな文化的背景を持ったすべての人が、人権尊重を基調に、お互いを理解し合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に暮らす多文化共生のまちの実現

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げます。

1. 人権尊重の文化が根づくまち

多文化共生の推進にあたっては、誰もが自分の能力を発揮できる、多様性を尊重したまちづくりをどのように進めていくかという視点が重要です。そして、多様な能力を活かし合うには、さまざまな文化的背景を持つすべての人が相互理解を深め、互いの存在を認め合い、現状やあるべき姿だけでなく、これまでの経緯についても知ることが欠かせません。誰もが差別や人権侵害を受けることなく、人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる、人権に根ざした文化を創造することが大切です。

このため、国籍やルーツに関係なく、すべての人が同じ地域の一員であるという視点が広く浸透し、すべての人の人権が尊重されるよう、教育・啓発などの施策を推進していきます。

2. 外国人市民が安心・安全に暮らせるまち

外国人市民が安心・安全に暮らせるまちの実現のためには、国籍やルーツに関係なく、すべての人が同じ生活者であるという視点が重要です。また、生活を豊かなものにするためには、さまざまな情報やコミュニケーションが必要となります。

このため、保健・医療・福祉・防災・暮らしなど、生命や財産にかかわる行政情報が的確に外国人市民に伝わるようにデジタル技術を活用した多言語による情報提供を充実させることが必要です。また、日本語学習機会や、外国にルーツを持つ子どもや若者の居場所の提供の充実、外国人市民の相談対応を一元的に行う相談窓口の体制強化などの施策を総合的に推進していきます。

3. 多文化共生をみんなで進めるまち

困難な状況に対応できる地域社会を構築するためには、すべての人が地域での暮らしのさまざまな場面で自分らしさや自分の持っている力を発揮し、一人ひとりが地域社会を構成する主

体であるという視点が大切です。外国人と日本人が共に地域活動を行い、交流する機会を増やすことで、地域に暮らす住民としての一体感が生み出され、誰もが安心して安全に暮らせる多文化共生社会を実現することができます。

このため、まちづくりのさまざまな分野で外国人市民が参画しやすい環境を醸成するとともに、外国人の視点をまちづくりに活かしていくためのしくみづくりを進めていきます。

また、多文化共生の推進に向けた取り組みに、より多くの市民が参画できるよう、ボランティアなどの人材育成や市民団体等の活動支援を進めるとともに、これらのネットワーク化を図り、本市全体で多文化共生社会の実現に取り組んでいきます。

4. 国際感覚にあふれたまち

さまざまな文化的背景を持った人が支え合って共に暮らす地域社会の実現のためには、世界の都市（地域）との交流やつながり、相互理解それぞれを深めることを通じて、自分の住む地域社会の課題を改めて考えることが重要となります。

このため、さまざまな国際交流・協力活動を行っている市内の市民団体等との連携や情報共有を進めながら、市民主体の姉妹都市交流や都市間交流の推進、国際協力や留学生支援の活性化に取り組んでいきます。

コラム3

「廃棄食材」でつないだ日々

(公財)とよなか国際交流協会 多言語相談員 らぼるて まさき ラボルテ 雅樹

仕事がなく困っている。

Aさんは、就職活動がうまくいかないことから、相談に訪れました。Aさんは、日本語の勉強をがんばっているけれど、言葉がまだまだわからない。日本語が話せないことで、仕事をみつけることは難しいと思っている。日本語が話せなくても、仕事をみつけられるのだろうか、どういった方法があるのだろうかと話しました。

相談対応のなかで、一定あるような話です。困っている内容もはっきり伝えてくださっています。しかし、私は、Aさんが、いま困っているのかという感覚を想像することが難しいものでした。言葉の壁だけが要因なのか、どうしていま仕事をみつけないのか、そもそも、これまでどんな風に暮らしてきたのか…。私は全く知りません。

そもそも、外国籍の人の固有の社会課題として、見つけた仕事の内容や時間が、Aさんの在留資格と合致しないことで、Aさん自身に大きな不利益にもなるかもしれません。私は「もし、あなたのこれまでのことを、聞いてもいいのなら」と、まずはAさん自身のことを知りたいことを伝えました。ここなら話してもいいと思えるような、信頼関係をつくることも意図していました。

Aさんは外国人母と日本人父のミックスルーツで、海外で育ちました。パスポートは「日本人」(つまり、日本国籍を持っているということでした)だけど、日本には一度も訪れたことがない。日本は、母の昔話やアニメを通して知る国でした。父のことはほとんど記憶にありませんでした。学校卒業後に仕事をするなかで、「お父さんに会ってみたい」、「住んだことのない日本で、自分で生活したい」という気持ちが強くなりました。仕事で得た貯金をすべて使って、豊中市内に引っ越してきました。父と再会することもできたものの、「思っていた形と違っていた…。けれど、会うことができてよかった」と語りました。自ら語りを覆いかぶせるように、「生活するには、早く仕事をみつけないといけない。どうすればいいのだろうか」と話しました。この現実を早くどうにかしないといけないような、焦りが伺えました。

「仕事がないことで、お金の問題があると思うんだけど、いまいくらあるのか教えてほしい」と尋ねました。お金に関する質問は、金額が大事であって、お金がある／ないという答えでは、生活が続けられるかどうか分からないからです。Aさんは「実はあと6,000円ぐらいしかない。あと一か月は大丈夫だけど家賃などが払えない」という反応でした。食事について聞くと、近所のコンビニから廃棄予定となっている食べ物をもらうことで、日々の生活をつないでいたことが伺えました。「お金に困っていると話すことは、恥ずかしいことだと思っていた」と気持ちを伝えてくれました。

私は生活保護の利用の提案をしました。安心して過ごせる環境のうえで、就職活動や日本語学習していくことも選択肢としてあること。もし、仕事が無事に決まったら、その時に生活保護を辞めたらいいこと、などです。「そういう仕組みがあるなら、使いたい」ということから、Aさんへの事前確認の上で、福祉事務所にAさんの経済状況などを伝え、生活保護申請をする流れになりました。当面の食べるものにも欠いている状況から、社会福祉協議会からいただいている支援用の食糧を渡しました。その後、生活状況が落ち着いているなかで、国際交流センター内で開いている日本語学習で勉強に集中し、約半年後に町工場を運営する企業の会社に就職が決まりました。

一連の相談対応のプロセスで大切にしていることは、相談した人が抱えざるをえなかった、複合的で、個別具体的な状況を、私たち自身がまずは想像するということです。そのなかで、相談した人の必要に応じて、地域の様々な社会資源と連携することなどを通して、領域横断的な対応を図りたいと思っています。相談者自らが主体となって、本来持っている力が発揮できることを意識しながら。

第4章 多文化共生施策の推進について

1. 推進体制

(1) 人権行政推進本部（庁内部長級会議）

人権文化のまちづくりをすすめる条例に基づき、人権文化が創造されたまちの実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28年（2016年）に豊中市人権行政推進本部を設置しました。人権行政推進本部では、1. 人権行政基本方針の推進に関すること 2. 関係各部局との調整に関すること 3. 人権問題の解決に不可欠な法律及び制度の整備推進に関することを所掌事務としています。

(2) 多文化共生施策推進連絡会議（庁内課長級会議）

従前の国際化施策推進連絡会議を引継ぎ、多文化共生施策を総合的に推進するため、人権行政推進本部会議の下に、平成28年に多文化共生施策推進連絡会議を設置しました。多文化共生施策推進連絡会議では、関係各課との情報共有や横断的な連絡調整を図るとともに、1. 多文化共生指針の推進に関すること 2. 多文化共生施策に係る課題の検討、調査及び研究に関すること 3. 多文化共生施策に係る施策の推進調整に関することを所掌事務としています。

(3) 人権文化のまちづくりをすすめる協議会（審議会）

人権文化のまちづくりをすすめる条例に基づき、平成12年（2000年）に人権文化のまちづくりをすすめる協議会を設置しました。人権文化のまちづくりをすすめる協議会では、市長の諮問に応じて、人権文化のまちづくりをすすめるための総合的な施策について調査審議し、意見を答申することを所掌事務としています。

(4) 外国人市民会議（審議会等）

外国人も市民として誰もが住みよいまちづくりを進めるため、外国人市民の意見を聴取し、市政に意見を反映させることを目的として、平成17年（2005年）に外国人市民会議を設置しました。外国人市民会議では、1. 多文化共生施策の推進に関すること 2. 外国人市民の生活環境の改善及び人権擁護に関すること 3. 外国人市民と日本人市民との交流及び共生の実現に関することなどを所掌事務としています。

（５）多文化まなびあいネット（その他の会議）

地域で多文化共生に取り組む関係機関や団体等が学び合い、連携・協力を進めていくための多文化共生のプラットフォームとして、令和４年（２０２２年）に多文化まなびあいネット（多文化共生のネットワーク会議）を設置しました。多文化まなびあいネットでは、１．多文化共生の推進に関すること ２．多文化共生施策に係る課題の検討、調査及び研究に関すること ３．多文化共生施策に係る施策の推進調整に関することを所掌事務としています。

（６）関係機関

豊中市内で国際交流や多文化共生社会の実現のための取組みを行い、外国人支援を中心に活動している公益財団法人とよなか国際交流協会や特定非営利活動法人国際交流の会とよなか等と協働し、さまざまな多文化共生施策を展開します。

（７）その他

法務省や総務省、文化庁などの関係省庁をはじめ、大阪府や豊能地区の市町、NATS（西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市）、その他市町村と必要に応じて連携・協力し、本市の多文化共生施策を展開します。

２．進捗管理

多文化共生社会の実現に向け、毎年度、庁内関係各課が実施する多文化共生に関わる事業の進捗状況をまとめ、情報共有を図ります。また、進捗状況については、有識者等から意見を聴取する機会を設け、報告・点検・課題等を抽出し、施策に反映します。

子どもの居場所事業について

(公財)とよなか国際交流協会 事業主任 やまもと ふさよ 山本 房代

とよなか国際交流センターには、様々な「外国にルーツがある子ども」がやってきます。来日間もない子、日本での生活が長い子、母国と日本を行き来する子、中には日本で生まれ育ち、母国に行ったことがない子もいます。両親とも外国人、国際結婚など家族も多様です。日本語や母語のレベルも様々です。

ただ、外国にルーツがあることでしんどい思いをする子は少なくありません。ある外国ルーツの子は学校で見た目や振る舞いが違うという理由から友だちに「宇宙人」と言われました。日本語や勉強が分からないだけでなく、周りと言葉、文化、見た目が違うことでいじめられたり、窮屈な思いをしたりします。また、自分のルーツが日本社会であまりプラスに評価されないことを察知し、必死に周りに溶け込もうとする中で、母語を忘れる子もいます。自分のルーツや親をネガティブにしか受け止められなくなったり、仕事や子育てに追われ日本語が上達しない親と通訳なしに深い会話ができなくなることもあります。

とよなか国際交流センターでは、2007 年から日曜日の午後に「学習支援サンプレイス」という活動を行っています。大学生のボランティアが参加し、外国にルーツがある子どもたちと卓球やゲーム、おしゃべり、勉強などをして過ごします。また、ルーツについて語り合うこともあります。子どもにとって学校も家も大事ですが、どちらでも自分らしくいられない、どこか居心地の悪さを感じる子どももいます。お兄ちゃん／お姉ちゃんのような存在のボランティアや似た境遇の子など「ピア*」との出会いは安心感につながり、大きな支えになります。

また、2006 年からは、子とのつながりに不安を持った親の声を受けて「子ども母語」という活動をしています。月 2 回ですが、母語(スペイン語、中国語)の学習を通じ、ルーツを大切に考えることや同じ境遇の仲間とつながる機会を設けています。講師は外国ルーツの若者で、言葉や文化以外に自分の経験なども伝える「ロールモデル*」としての役割も果たします。外国人の散住地域で自分の一歩先を行くロールモデルとの出会いはとても貴重です。

一方、親も「先生にどう相談したらいいか分からない」「勉強を教えてあげたいけど、日本語が難しい」など学校への関わり方や日本での子育てに難しさを感じていたりします。

外国にルーツがある子どもたちにとって、日本語指導や教科学習等の支援は必要ですが、それと同時にピアやロールモデルとの出会い、自分のままでいられる安心できる居場所、親に対するサポートも大切だと考えています。

*ピア…似た境遇の人

*ロールモデル…自分の行動や考え方など、お手本になる人物

第5章 多文化共生施策の展開について

1. 人権尊重の文化が根づくまち（基本目標1）

（1）人権尊重・多文化共生の意識づくり

①人権意識の啓発・教育

国籍や民族、言葉、文化などの違いを超えてすべての人が互いに認め合い、偏見や差別意識が解消されるよう、人権意識を育むための啓発・教育を行います。

（主な取組内容等）

事業名	事業の内容
職員研修	外国人市民の現状や歴史的な背景、外国にルーツを持つ人などさまざまな課題について学び、対応できるよう、職員への啓発を充実させます
職員の人材育成	豊中市人材育成基本方針に基づき、多文化共生をはじめとした公共課題に対応できる職員を育成します
人権問題事業者学習会	市が契約する受託事業者に対し、市の人権行政への取り組みやさまざまな人権課題の学習の場を提供します
豊中企業人権啓発推進員協議会啓発事業	協議会事務局として、外国人の人権問題等について正しい理解と認識を深める活動を支援します
人権文化まちづくり講座	外国人の人権問題等について、人権意識の高揚などに資する事業の取組を行います
やさしい日本語啓発事業	職員をはじめ、市民や事業者を対象にやさしい日本語の講習会等を行います
在日外国人教育推進事業	各小中学校園における多文化共生教育を推進するため、講師を派遣します
在日外国人教育推進担当者会議	各小中学校園に在籍する在日外国人の子どもたちの現状・課題を共有し、在日外国人教育・多文化共生教育を推進します

②多文化共生の啓発、講演会・イベント

市民や事業者などに「外国人も日本人も本市で共に暮らす市民である」という多文化共生の考え方を広く伝え、理解を深めてもらうために、広報誌やホームページ、SNS などさまざまな媒体を使って啓発を行うとともに、多文化共生に関する講演会・イベントの開催等を行います。



貸出用の民族衣装

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
人権啓発パネル展	外国人の人権などに関するさまざまなパネルを展示し、人権問題の理解を深めます
こくりゅうだよりの発行	国際交流センターの事業案内を月1回多言語で発行します
とよなかしからのおしらせの発行	広報誌のうち、特に外国人市民に役立つ情報を抜粋し、月1回多言語で発行します
広報誌や市ホームページ（動画含む）による情報発信	多文化共生の考え方や外国人市民の現状など身近なことから理解が深まるように情報発信を行います
SNS による情報発信	Facebook や LINE 等を活用し、多言語で情報発信を行います
民族衣装・楽器等の貸出し	さまざまな国の衣装や楽器等を通して、世界の文化に触れる機会の提供をします
国際交流フェスタ	センターの登録団体やボランティア等と実行委員会形式で多文化に触れる機会の提供を行います。

(2) 国際理解の充実と国際・多文化共生教育の推進

①生涯学習や学校教育での国際理解や国際・多文化共生教育

公共施設等で行われる生涯学習のなかで、自分とは違う文化や習慣などについて学び、体験することで、国際感覚や多文化共生意識を育むことができるよう、各種講座・セミナーなどの

学習機会や、多様な文化を体験する機会を充実させます。また、学校教育では、グローバル社会で地球的視野に立って主体的に行動できる基礎能力などを育成するための国際・多文化教育を推進します。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
～平和と共存のための～ おまつり地球一周クラブ	日本や世界のさまざまな文化の体験を通して、子どもたちが国際理解を深める機会を提供します
世界を食べよう	外国にルーツを持つ講師が母国等の料理を通して、世界の文化に触れる機会を提供します
国流シネマ・カフェ	国際交流、多文化共生、移民や人権に関する映画を通して社会的課題について考える機会を提供します
世界の「ミカタ」 ～親子で楽しむ国際交流～	日本や世界のさまざまな文化の体験に留まらず、グループワークや疑似体験などを通して、多様な価値観について考え、実感する場を提供します
多文化フェスティバル	外国にルーツのある児童・生徒及び保護者向けの多文化共生の理解のための催しを実施します
外国人英語指導助手派遣事業	小学校では、言葉や文化について体験的に理解を深め、コミュニケーション能力の素地を養います 中学校では、生徒の英語学習能力の向上と実践的コミュニケーション能力の基礎を養います
小学校外国語体験活動	外国語に触れ親しむ体験活動を通して、国際理解や多文化共生の資質の向上及び多様な人々との積極的なコミュニケーションが図れるよう育成します
ユネスコスクール活用等による国際教育の推進事業	ユネスコスクールを中心にサンマテオ市をはじめ、他国の学校とフレンドシップスクール提携し、協働学習等を推進します

②外国人と日本人が互いの文化への理解を深め、つながりをつくる

(主な取組内容等)

外国人と日本人がふれあい、互いの文化への理解を深め、人と人とのつながりをより強めていけるよう、市民や市民団体、とよなか国際交流協会等と連携しながら、交流事業の充実を図ります。



おかまちおやこでにほんご 折り紙でお弁当作りをしている様子

事業名	事業の内容
おやこでにほんご	図書館と協働して、子育て中の外国人市民の居場所づくりや仲間づくり、日本語を使った交流活動、日本語学習支援を行います
多文化共生保育	こども園に通園している外国にルーツを持つ子どもと共に生活する中で遊びや言葉、食事などの文化に触れる機会を提供します

(3) ルーツの尊重

外国にルーツを持つ人が、そのアイデンティティを確立できるよう、それぞれの言語・文化を学ぶ機会の提供や自主学習グループなどの育成、活動支援に努めます。学校教育では、すべての児童・生徒が大切にされ、能力を発揮できる教育を推進するため、外国人の児童・生徒が本名を名のり、本名で呼ばれるような環境を醸成していきます。また、このような取組みの必要性や意味について、教育・啓発を推進します。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
こども母語教室	外国にルーツを持つ大学生等が母語スタッフとなり、外国にルーツを持つ子どもたちに母語や母文化を教えながら仲間づくりをする機会を提供します

多文化フェスティバル（再掲）	外国にルーツのある児童・生徒及び保護者向けの多文化共生の理解のための催しを実施します
多言語のおはなし会	外国にルーツを持つ人が、図書館でそれぞれの言語の絵本の読み聞かせを行い、交流する機会を提供します
韓国・朝鮮のことばとあそびのつどい	韓国・朝鮮にルーツを持つ子どもたちが、民族講師（ソンセンニム）から自分たちの民族の文化や遊びを学びながら、仲間づくりをする機会を提供します
ハギハッキョ（夏期学校）	韓国・朝鮮にルーツを持つ子どもたちが、自国の文化や言葉等を学ぶことによって、民族的自覚と誇りを得られるよう、支援します

２．外国人市民が安心・安全に暮らせるまち（基本目標２）

（１）円滑なコミュニケーション支援

外国人が生活に必要なさまざまな情報を自ら収集・選択できるよう、市民へ情報発信する場合には多言語化をはじめ、やさしい日本語やルビを使用することにより、誰にも情報が届きやすくするように努めます。また、窓口対応等では、通訳支援やデジタル技術を活用した音声翻訳機等を活用し、意思の疎通をしながら丁寧に説明を行います。

（主な取組内容等）

事業名	事業の内容
行政情報の多言語化等	市が発行する行政情報を必要に応じて、多言語化、やさしい日本語、ルビうちなどを行い、誰にも届きやすい情報発信を行います
外国人向け市政案内・相談窓口	担当課や外国人市民からの依頼に応じて、窓口に通訳を派遣し、行政手続きの支援を行います
行政窓口対応の多言語化等	通訳派遣のほか、デジタル技術を活用した音声翻訳機等を活用し、行政手続きの通訳支援を行うとともにやさしい日本語を使用し対応します
市ホームページの多言語化等	自動翻訳のほか必要に応じて、多言語化、やさしい日本語、ルビうちなどを行い、誰にも情報が届きやすいホームページを作成します

コールセンターの多言語対応	電話通訳等を活用し、多言語対応します
公共施設の多言語表示	公共施設を利用しやすくするため、施設内に多言語の表示案内等を掲示します
やさしい日本語の啓発	職員へやさしい日本語の研修を行うとともに、市民や事業者へ広く啓発を行います
通訳付添いサポート補助金の交付	市民団体が地域で行う外国人市民への通訳サポート事業に対して、補助金を交付します

（２）日本語や社会制度などの学習支援

①日本語の学習支援

日本語教室を実施する機関・団体と連携し、日本語の習得を希望する外国人市民に対する支援を充実します。また、仕事やコミュニケーションなどニーズに応じた日本語学習支援を実施することで、就労や日常生活の充実へとつなげていきます。

（主な取組内容等）

事業名	事業の内容
日本語交流活動	学習者が参加しやすいように曜日や時間帯、対面とオンラインなど多くの機会を提供します。また、日本語学習にとどまらず、多くの市民ボランティアとの交流を通じて人間関係を構築し、孤立を防ぎます
日本語ボランティア養成講座	日本語交流活動への参加を希望する市民に対して、地域で暮らす外国人の状況や関わり方、ボランティア活動のあり方について学ぶ機会を提供します
日本語能力検定試験サポート	日本語能力検定試験を受験する外国人の日本語学習支援をボランティアが行います
EPA 介護福祉士候補者のための日本語支援	介護事業所と連携し、EPA（経済連携協定）に基づき、日本の介護施設で就労と研修を行いながら、日本の介護福祉士の資格取得をめざす外国人市民に日本語支援を行います

②日本の社会、制度、文化、生活習慣等の情報提供

外国人市民が地域社会で支障なく生活できるよう、日本の社会、制度、文化、生活習慣などの理解につながる情報を効果的に提供していきます。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
オリエンテーション	豊中市に転入してきた外国人市民に対し、生活ガイドブックを活用し、豊中市での生活について総合的に情報提供を行います
外国人のための多言語セミナー	外国人相談窓口の相談事例から課題を抽出し、外国人の困りごとを解決するためにセミナー化して広く情報提供を行います

(3) 就学の保障と学習支援

①子どもの学ぶ権利の保障

就学をしていない子どもの把握に努めるとともに、すべての義務教育年齢の子どもが就学できるよう、子どもの学ぶ権利の保障について保護者への啓発を行います。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
未就学者の実態調査	未就学の児童・生徒の把握に努め、就学につながるよう支援を行います
外国人学校に在籍する児童生徒への就学支援	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品等の援助を行います

②日本語学習支援等

日本語指導が必要な児童・生徒が日常生活や学習に必要な言語の習得にとどまらず、将来にわたって地域社会で活躍できる力をつけられるよう、学校への通訳派遣や日本語指導の充実を図るとともに、市民団体との連携などを通じた学習支援を行います。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
日本語学習支援	市民団体や地域のボランティアと連携し、外国にルーツを持つ子どもへ日本語の学習支援等を行います
学校への通訳派遣事業	帰国・渡日児童生徒が日本語の習得が不十分で学校生活に支障がある場合に、地域に住む人材を活用し、学校へ通訳を派遣します
こども日本語教室事業	日本語指導が必要な児童生徒に対して、「こども日本語教室」を開催し、日本語指導を行います
第四中学校夜間学級	義務教育年齢を超えた人で中学校・義務教育学校を卒業していない人、十分な教育を受けないまま卒業した人に中学校教育を行います

③保護者が安心できる説明

学校からの通知文やお知らせなどに使用する漢字のルビうちなど、日本語の理解が不十分な保護者への配慮に努めるとともに、学校生活や学校行事等における文化や習慣の違いなどについても保護者が安心できるよう、説明や配慮に努めます。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
保護者への通知文などの多言語化	学校から保護者への大切なお知らせ（成績や健康に関することなど）を必要に応じて翻訳します
通訳派遣事業（再掲）	日本語の理解が不十分な保護者へ地域に住む人材を活用し、母国語などで学校での文化や習慣の違いなどの説明を行います

④小・中・高校生や若者への学習支援

日本語指導が必要な小・中・高校生や若者への日本語・学習支援を行うとともに、子どもや若者の仲間づくりができる居場所を提供します。また、「外国人生徒入学選抜」を実施している府立高校についての情報提供や「中学校卒業程度認定試験制度」の周知を図ります。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
学習支援・サンプレイス	外国にルーツを持つ大学生等がボランティアとして参加し、ダンスなどの自己表現活動や日本語・学習支援などを通じ、子どもの居場所の活動を行います
若者のたまりば	外国にルーツを持つ若者が中心となり、居場所づくりの活動を行います
多言語進路ガイダンス	帰国・渡日生徒やその保護者を対象に将来の進路選択に必要な情報が得られるよう、日本の高校入試制度や高校生活などについて、多言語による情報提供や個別相談を実施します

⑤相談支援体制の充実

就学や学校生活、進路など教育全般にかかわる相談体制の充実に努めます。特に進路状況の把握に努め、関係機関と連携を密にしながら適切な指導を行います。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
渡日児童生徒相談室事業	帰国・渡日児童生徒が円滑に学校生活を送るため、編転入時に保護者から必要な支援を聞き取り、学校へつなぐとともに、学校への通訳派遣や日本語教室等の支援事業を案内し、継続的に支援します
国際教室	帰国・渡日児童生徒に対し、日本語読み書きや学校の学習活動のサポートを行うとともにさまざまな相談に応じます

（４）相談支援・生活支援体制の充実

①相談窓口等の充実

とよなか国際交流センターの多言語相談サービスや市役所の外国人向け市政案内・相談窓口の充実を図るとともに、相談内容を施策に反映して行きます。また、多言語通訳の充実のため、通訳支援事業を行っている市民団体と連携を強化します。



外国人のための多言語相談サービスの多機関連携として実施している1日離婚相談ホットラインの様子

（主な取組内容等）

事業名	事業の内容
外国人のための多言語相談サービス	外国人市民が抱える課題を解決するため、相談者への的確な情報提供、ケースワーク、連携機関への同行支援、心理カウンセリングや安心して集えるコミュニティづくりを行います 解決困難な場合は、多機関連携会議へつなぎます
外国人向け市政案内・相談窓口（再掲）	外国人が行政手続きを行うときに必要に応じて通訳支援を行うとともに、豊中市で生活するために必要な情報提供や困りごとなどの相談対応を行います
多機関連携会議	複合的な地域生活課題を抱える世帯全体を対象とし、情報共有や支援方針の検討を行い、複数の支援機関が困難事例に関わることができる体制を整えます
外国人支援コーディネーターの配置	外国人支援コーディネーターを育成する研修を活用し、外国人の困りごとを把握し、専門機関や支援団体に引き継ぐ役割を果たす人材を配置します
アウトリーチ支援の強化	相談者の状況や相談内容に応じて自宅訪問等を行ったり、国際交流センター以外の公共施設等で相談会等を開催するなどアウトリーチ支援を強化します
避難者支援	災害や国際紛争等により避難してきた外国人の生活相談等を行います

ヤングケアラー支援の相談窓口	子どもが家族の通訳や家事など重い責任を担うことで自身の生活が限定され、心身に不調が出るなどする場合があるため、外国人を含むすべてのヤングケアラー（18歳未満）を対象に相談支援を行います
育児支援家庭訪問事業	通訳を同行し、多言語対応による訪問相談支援を行います
利用者支援事業	（公財）とよなか国際交流協会と協働して、地域の遊び場や就学前施設での出張相談を行います
通訳付添いサポート補助金の交付（再掲）	市民団体が地域で行う市民への通訳サポート事業に対して、補助金を交付します

②生活情報の発信

すべての人が健康で安心して暮らすために、医療や保健、福祉分野における制度やサービス等について、必要とする人に必要とするときに届くよう、多言語対応や多言語での情報提供を行います。また、サービスの提供にあたっては、必要に応じて、生活習慣、価値観などの違いへの配慮に努めます。



生活ガイドブック（やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語）

（主な取組内容等）

事業名	事業の内容
生活ガイドブックの発行	豊中市で暮らすために必要な生活情報をガイドブックとしてまとめ、毎年情報の更新を行い、多言語で情報提供します
ごみと再生資源の分け方・出し方早わかりガイドの発行	ごみの分け方や出し方をガイドブックとしてまとめ、毎年情報の更新を行い、多言語で情報提供します
行政情報の多言語化（再掲）	市が発行する行政情報を必要に応じて、多言語化、やさしい日本語、ルビうちなどを行い、誰にも届きやすい情報発信を行います

③保育・子育て支援

保育・子育てに関する相談に対応するため、市民ボランティアの育成や外国人市民が安心して子育てができる場づくり、子育てに関する多言語での情報提供等の充実を図ります。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
多文化子ども保育「にこにこ」	外国にルーツを持つ就学前の子どもたちが保育を通して社会性を身につける場づくりを行います
多文化子育て支援ボランティア養成講座	「おやこでにほんご」や「多文化子ども保育にこにこ」への参加を希望する市民に対して、地域で暮らす外国人の子育ての状況や関わり方、ボランティア活動のあり方について学ぶ機会を提供します
みんなあつまれわくわくランド	子育て支援に係る関係者及び国際交流センターと協働しイベントを実施します
子育て情報誌による情報の発信	妊娠期から就学前までの情報を発信する子育て情報誌に、相談窓口の案内等、外国人市民が必要とする記事を掲載します

④適正な雇用・労働環境の確保

適正な雇用・労働環境を確保するために、外国人労働者に対する相談対応や事業者への啓発、多言語による情報提供の充実を図ります。また、監理団体や事業者との連携による日本語教室の機会の提供や就労支援などの取組みを進めます。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
労働相談	外国人を含むすべての労働者及び事業主を対象に労働相談対応を行います
勤労者ニュースの発行	外国人を含むすべての労働者の適正な雇用管理等が行われるように労働者及び事業主に啓発します
監理団体・事業者との連携事業	外国人労働者のための日本語教室や相談対応などを連携して行います

⑤安心・安全な消費生活

消費者として安心して安全で豊かな消費生活ができるよう、多言語情報や相談体制の充実を図ります。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
消費生活に関する多言語による情報提供	市ホームページ等を通して消費生活に関する情報提供を行います

⑥円滑な住居の確保

生活の基盤である住居の円滑な確保を進めるため、公営住宅の募集案内の情報提供や住宅確保に配慮が必要な外国人市民への居住支援の充実を図ります。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
公営住宅の募集案内の情報提供	市営住宅や府営住宅等の募集案内を広報誌や市ホームページのほか、外国人相談窓口に設置するなど情報発信を行います
居住支援協議会の運営	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居をめざして、不動産事業者団体等と連携し、住宅情報の提供など住宅確保が困難な外国人を支援します

(5) 災害への対応

①平常時の情報提供

災害などの緊急時に備えて、外国人市民を対象とする防災・消防・救急関連情報が十分に行き届くよう、多言語による情報提供や周知等に努めます。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
外国人のための防災ガイドマップの発行	多言語での基本的な災害情報や避難所情報などを掲載した防災ガイドマップを発行します
外国人のための防災セミナー	地震や大雨等の災害や防災に関する基礎知識を学ぶ場を提供し、一人ひとりの防災力を高めます
防災訓練の実施	自主防災組織等と連携し、多文化に対応した避難所のあり方について学ぶ機会や地域で暮らす日本人と外国人と一緒に防災について学ぶ機会を提供します
防災・救急講習会等の実施	外国人向けに災害発生時の対応力を身につけてもらうため、応急手当講習や火災予防講習を実施します
備蓄の確保	事業者や飲食店等と連携し、文化や宗教の多様性に対応した食品等の備蓄を確保します

②災害時の体制整備

災害時における外国人市民への支援を円滑に行うため、豊中市と（公財）とよなか国際交流協会の役割分担と明確にし、災害等に備えます。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
災害時多言語支援センター設置に関する協定書	豊中市と（公財）とよなか国際交流協会の災害時の役割分担等を事前に明確にし、災害時の外国人市民等への支援を円滑に行います
災害時外国人支援ボランティアの養成講座	災害時に速やかに外国人支援を行うため、事前にボランティアの希望者に対し、スキルアップのための養成講座を行います

③災害時の情報提供

事故や災害などの発生時に外国人市民を対象に防災・消防・救急関連情報が十分に行き届くよう、多言語による情報提供や周知に努めます。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
災害時多言語支援センター	協定書に基づき、(公財)とよなか国際交流協会に災害時多言語支援センター設置を要請し、多言語での情報提供や相談対応、避難所運営の支援等を行います
避難所運営における外国人市民への配慮	災害時多言語支援センターと連携し、避難所運営における多言語対応の充実や体制整備を進めます
多言語版救急情報シートの活用	全救急車に配備し、必要に応じて外国人の患者の情報を聞取りします
多言語翻訳アプリ「救急ボイストラ」の活用	救急活動時等に円滑に外国人に対応するため、全救急隊が翻訳アプリを活用します
119番通報の多言語対応	通報者と指令員と通訳者の3者通話による通報の通訳サポートを行います

3. 多文化共生をみんなで進めるまち（基本目標3）

(1) 多文化共生を進める人材育成とネットワークづくり

①とよなか国際交流センター

日本人と外国人が出会い、交流できる機会が増えるよう、とよなか国際交流センターの一層の周知を図るとともに、より誰もが利用しやすく親しみのある施設をめざします。

とよなか国際交流センターのふれあい情報サロンで絵本を楽しむ親子



(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
とよなか国際交流センターの運営	世界の多様な文化や人々との相互理解を深め、人権尊重を基調とした住民主体の国際交流活動を推進するとともに、地域社会の国際化の促進を図るための多文化共生・国際交流の拠点施設として、日本人市民と外国人市民が共に利用しやすく、親しみのある施設をめざします

②人材育成・多文化共生のしくみづくり

海外経験が豊富な人や多文化共生に関心のある人などに、多文化共生にかかわる事業や外国人を支えるボランティア活動などへの参加を促進し、地域で外国人市民を支援するキーパーソンとなる人材を育成します。また、母国や地域が同じ出身の外国人コミュニティのキーパーソンの育成も行います。これらの多くの人材の協力や連携で、外国人市民の生活支援や地域参画をそれぞれの地域ごとで推進できるしくみづくりに行います。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
ボランティア研修等	新たに日本語交流活動のボランティアになる人を対象に養成講座を行うほか、現役のボランティアを対象にスキルアップのための研修を行います
多文化共生セミナー等	多文化共生についての理解を深めるためのセミナーの実施や参加者が意見交換できる場を提供します
外国人コミュニティとの連携	外国人コミュニティと共に地域の多文化共生について考えるセミナー等を実施し、つながりを深めます また、連携を通じて地域で困っている外国人市民を把握し、支援につなげます
市民活動団体等との連携	市民活動団体等を対象に多文化共生についての理解を深めるセミナー等を実施するとともに、連携を通じて、地域で困っている外国人市民を把握し、支援につなげます

③多文化共生のネットワークの構築

多文化共生にかかわる学識経験者をはじめ、行政や教育委員会、社会福祉協議会、市民活動団体、外国人当事者等が集まり、情報交換や連携のきっかけとなる機会をつくることで、多文化共生のまちづくりを進めるネットワークを構築します。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
多文化まなびあいネット（たぶなび）の運営	地域で多文化共生に取り組む関係機関や団体等が学び合い、連携・協力を進めていくための多文化共生プラットフォームとなるネットワーク会議を運営します

④市民・市民団体の紹介

多文化共生に取り組む市民・市民団体等をさまざまな媒体で紹介し、地域の住民に知ってもらうことで地域のニーズに対応するとともに、市民・市民団体等が地域で多文化共生にかかわる活動を行いやすくする環境をつくれます。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
多文化共生の人材バンク	多文化共生に取り組む市民や市民団体等の情報を広く情報発信し、地域での多文化共生のまちづくりに役立てます

(2) 市政や地域社会への参画促進

①外国人市民の声を市政へ反映

外国人市民会議や審議会などへ外国人市民や外国人支援団体等の参加を促進するなど、外国人市民の声が市政に反映されるよう機会を充実させます。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
外国人市民会議	外国人をはじめ、誰もが住みよいまちづくりを進めるため、外国人市民の意見を聴取し、市政に意見を反映させます
バリアフリー推進協議会	外国人支援団体が協議会委員に参画し、外国人の視点を交えて、バリアフリーについての意見交換を行います
多文化共生の市民アンケート調査	不定期に外国人と日本人を対象に多文化共生についての市民アンケート調査を行います

②外国人の社会参加や相互理解の促進

スポーツや文化活動の機会の創出や情報提供を行い、日本人と外国人が共に活動に参加することで、外国人の社会参加や相互理解の促進につなげます。



盆ダンスの練習風景

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
スポーツや文化活動の機会の提供	サッカーなどのスポーツや、茶道や着付けなどの文化体験の機会を提供し、外国人と日本人の交流を進めます
こくりゅうだよりの発行（再掲）	国際交流センターの事業案内を月1回多言語で発行します

③多文化共生について考える機会の創出

地域における人と人がつながるきっかけづくりとして、地域で暮らす外国人市民と日本人市民が共に多文化共生について考える機会を創出します。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
多文化共生セミナー等（再掲）	多文化共生についての理解を深めるためのセミナーの実施や参加者が意見交換できる場を提供します
出前講座（講師派遣）	地域や事業所などに職員を派遣し、豊中市の外国人市民の状況や多文化共生について学ぶ機会を提供します

④能力や個性を発揮できるしくみづくり

外国人が講師となって母国語や料理などを教えるような機会を設定するなど、その能力や個性を発揮できるしくみづくりを行います。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
こども母語教室（再掲）	外国にルーツを持つ大学生等が母語スタッフとなり、外国にルーツを持つ子どもたちに母語や母文化を教えながら仲間づくりをする機会を提供します
学習支援・サンプレイス（再掲）	外国にルーツを持つ大学生等のボランティアが子どもたちに日本語・学習支援を通して子どもの居場所を提供します
世界を食べよう（再掲）	外国にルーツを持つ講師が母国等の料理を通して、世界の異文化に触れる機会を提供します

⑤地域共生社会のしくみづくり

国籍にかかわらず、さまざまな文化的背景をもつ市民が共生する地域社会をつくるため、多文化共生にかかわる活動をしている市民や市民団体、ボランティアなどと協力しながら、地域行事などのさまざまな活動に外国人市民が参加しやすいしくみをつくりま

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
自治会活動支援事業	自治会からの相談対応や活動に役立つガイドブックの発行、掲示板の交付、災害補償保険の加入、自治会館整備のための助成金の交付を行います
市民公益活動支援センターの管理運営	市民公益活動に関する情報提供、相談対応、交流の機会の提供等を行います
市民公益活動推進助成金事業	市民公益活動に必要な経費の一部を助成します

4. 国際感覚にあふれたまち（基本目標4）

(1) 姉妹都市交流・都市間交流の推進

令和5年（2023年）に姉妹都市提携60周年を迎えた米国カリフォルニア州サンマテオ市との市民レベルを中心とした交流を継続するとともに、次代を担う子どもたちの教育分野における交流を進めます。

(主な取組内容等)

事業名	事業の内容
豊中・サンマテオ姉妹都市協会の運営支援	豊中・サンマテオ姉妹都市親善使節選考会で選ばれた親善使節を派遣し、友好親善を深めるとともに、国際的視野に立つ青少年の育成を図ることに協力します
ユネスコスクール活用等による国際教育の推進事業	ユネスコスクールを中心にサンマテオ市をはじめ、他国の学校とフレンドシップスクール提携し、協働学習等を推進します

（２）国際協力の推進

国際協力にかかわる関係機関と連携し、市民、市民団体・関係機関、事業者等の人材、技術等を活用した国際協力を進めます。また、留学生が充実した生活を送ることができるよう、地域住民との交流事業や留学生の支援を行う市民団体等の活動の場づくりを進めます。

（主な取組内容等）

事業名	事業の内容
青年・シニア海外協力隊参加促進事業	独立行政法人国際協力機構（JICA）が行う海外ボランティア派遣の募集案内等の啓発に協力するほか、隊員の派遣の前後に表敬訪問の受入れを行います
留学生ホストファミリー事業	ホストファミリーのボランティアと留学生との交流会などを行い、留学生との交流を図ります

（３）魅力あふれるとよなかの発見

都市間交流における国際交流に取り組むとともに、SNS 等でその情報を発信します。

（主な取組内容等）

事業名	事業の内容
都市間交流事業	都市間交流を発信することで、都市ブランドの向上を図ります

コラム 5

豊中で暮らす外国人のこれまでとこれから

（公財）とよなか国際交流協会 事務局長 やまのうえ たかし 山野上 隆史

日本社会では少子高齢化による労働力不足が進んでいます。それを受け、外国人労働者の受入れとその環境整備が急ピッチで行われています。豊中にも約 7,000 人の外国人が暮らしており、今後も増えることが予想されていますが、外国人はこの数年で急にやってきたわけではありません。また長く暮らしていれば、課題がなくなるわけではありません。

在日コリアンは朝鮮半島をルーツにもち、植民地支配を経て100年を超える日本での生活の歴史がありますが、これはある若者の言葉です。

「日本にはすでに外国にルーツをもつ人がたくさん暮らしているし、働いている。学校でも先生にも子どもの中にもいる。日本社会には普通に外国人がいるということが当たり前の感覚になってほしい。自分是在日コリアンで父方から見れば3世、母方から見れば4世。日本に何年住んでいるか、何代にわたって住んでいるか関係なく、珍しがられたり、特別だと思われたりする。ゲス的な扱いになることも多いですが、ずっと普通に暮らしているんです。なぜ自分がここにいるか、それから3世、4世になってもルーツを大事にしたいと思っていることをこれからも伝えていきたいと思います。」

また、1980年代後半からはアジアや南米からやってくる外国人が増えました。フィリピンからは興行ビザで来日し、その後も日本で暮らし続け、今は50～60歳代の人も増えています。

「いつしかフィリピンよりも日本での生活の方が長くなり、食事も日本の食べ物の方が合うようになった。子や孫は日本で生まれ育ったので、これからも日本で生きていくと思う。だから、老後の生活や健康のことなど、これまでとは違う心配事も出てきたけど、私もずっと日本で暮らすと思う。外国人へのいじめとかよくあるけれど、子や孫にはアイデンティティーを隠さないでどうやって生きていくか、私からはそのことを伝えていきたい。」

ある日系人の夫婦はこう語ります。「日本には仕事で来た。いつまでいるか決めていなかったし、ずっといるとは思わなかったけど。自分のふるさとに最後に帰ったのは17～18年前。忙しかったしね。日本に来て、出産して、子育てして、子どもは外国人っていじめられたり、母語を話さなくなったり、本当にいろいろ大変だった。子どもが就職して、最近やっと夫婦でゆっくりしていたけど、今は親が病気になる、最後をどうやって一緒に過ごすかを考えている。病気のこと、入院のこと、保険のこと、本当に難しいね。20年以上暮らしていても悩んだり、分からないこともたくさんあって大変だけど、子どもも頑張ってるし、まあ、日本に来て良かったかな。」

外国人を一時的に「労働力」として受け入れて終わりにするのではなく、人として受け入れるということは、その人の様々なライフステージに立ち会い、寄り添うこと、共に年を重ね、世代を重ねていくこと。これはつながり、つながり続けること、そして互いのことを学び合うこととも言えると思います。

メディアなどでは、どうしてもその時々時代の背景に合わせて、ホットな人たちだけが取り上げられがちです。また、「多文化共生」や「外国人支援」という言葉では、「日本語が分からない」「情報が届かない」など、来日初期の分かりやすい生活課題への支援の提供がフォーカスされがちです。それはそれでとても大事ですが、もっと視野を広く、来日間もない人も、すでに長く暮らしている人も、親の代、祖父母の代から暮らしている人も、日本国籍の人も外国籍の人も、自分らしく、安心して暮らすことできる地域づくりが必要だと感じています。

資料編

1. 国際化・多文化共生施策の取組み経過

豊中市の施策等		国の施策等	
昭和 38 年 10 月 (1963 年)	米国カリフォルニア州サンマテオ市と姉妹都市提携	昭和 22 年 5 月 (1947 年)	外国人登録令施行 日本国憲法施行
昭和 56 年 9 月 (1981 年)	在日外国人教育基本方針策定	昭和 26 年 11 月 (1951 年)	出入国管理令施行
昭和 57 年 2 月 (1982 年)	職員採用の国籍条項をすべての職種で撤廃	昭和 27 年 4 月 (1952 年)	サンフランシスコ平和条約発効 外国人登録法施行
昭和 59 年 3 月 (1984 年)	人権擁護都市宣言	昭和 40 年 6 月 (1965 年)	日韓基本条約締結
昭和 61 年 10 月 (1986 年)	新豊中市総合計画策定	昭和 41 年 1 月 (1966 年)	出入国管理特別法施行
昭和 63 年 5 月 (1988 年)	国際交流担当を設置	昭和 55 年 6 月 (1980 年)	国際人権規約批准
平成元年 4 月 (1989 年)	国際交流推進会議設置	昭和 57 年 10 月 (1982 年)	難民条約批准
9 月	国際交流委員会を設置	昭和 58 年 1 月 (1983 年)	出入国管理及び難民認定法施行
平成 2 年 3 月 (1990 年)	国際化に関する市民意識調査実施	昭和 59 年 5 月 (1984 年)	21 世紀への留学生政策に関する提言
7 月	政策推進部文化課に国際交流係設置	昭和 60 年 1 月 (1985 年)	改正国籍法施行
9 月	国際交流推進会議の組織拡充	昭和 62 年 3 月 (1987 年)	地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針
平成 3 年 3 月 (1991 年)	国際化に向けた市民参加についての意識調査実施	昭和 63 年 7 月 (1988 年)	国際交流のまちづくりのための指針
5 月	人権文化部新設、文化課国際交流係を移管	平成元年 2 月 (1989 年)	地域国際交流推進大綱の策定に関する指針
9 月	国際交流委員会が「豊中市のめざす国際交流」を提言	平成 2 年 6 月 (1990 年)	改正出入国管理及び難民認定法施行
平成 4 年 3 月 (1992 年)	人権啓発基本方針策定	平成 3 年 1 月 (1991 年)	日韓覚書調印
平成 5 年 4 月 (1993 年)	在日外国人障害福祉金開始	11 月	入管特例法施行
		平成 5 年 1 月 (1993 年)	改正外国人登録法施行

豊中市の施策等		国の施策等	
平成 5 年 10 月 (1993 年) 11 月	(財) とよなか国際交流協会設立 とよなか国際交流センター開設		
平成 6 年 8 月 (1994 年)	国際化施策推進会議改組		
平成 7 年 4 月 (1995 年)	在日外国人高齢者福祉金支給開始	平成 7 年 4 月 (1995 年) 12 月	自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針策定 人種差別撤廃条約批准
平成 8 年 2 月 (1996 年)	国際化施策推進のための基礎調査実施		
平成 10 年 1 月 (1998 年) 4 月	国際化施策推進懇話会設置 渡日児童・生徒相談室開設		
10 月	外国人市民アンケート調査実施	平成 10 年 12 月 (1998 年)	特定非営利活動促進法施行
平成 11 年 3 月 (1999 年) 4 月	国際化施策推進懇話会が「今後の国際化施策のあり方について」提言 人権文化のまちづくりをすすめる条例公布		
6 月	国際化施策推進会議を部長級会議に改組		
平成 12 年 3 月 (2000 年) 5 月	人権文化のまちづくりをすすめる協議会設置 国際化施策推進基本方針策定	平成 12 年 4 月 (2000 年)	改正外国人登録法施行
11 月	外国人市民市政参加検討委員会設置		
平成 13 年 9 月 (2001 年)	人権教育・啓発基本計画策定		
平成 14 年 6 月 (2002 年)	人権教育基本方針策定		
平成 17 年 3 月 (2005 年)	人権教育推進プラン、人権保育基本方針策定		
平成 18 年 4 月 (2006 年)	とよなか国際交流センター指定管理者制度導入(第 1 期開始)	平成 18 年 3 月 (2006 年)	地域における多文化共生プラン策定
平成 19 年 7 月 (2007 年)	外国人市民会議設立		
平成 22 年 2 月 (2010 年)	とよなか国際交流センター移転	平成 22 年 8 月 (2010 年)	日系定住外国人施策に関する基本指針策定
平成 23 年 4 月 (2011 年)	とよなか国際交流センター指定管理者制度(第 2 期開始)	平成 23 年 3 月 (2011 年)	日系定住外国人施策に関する行動計画策定
平成 24 年 10 月 (2012 年)	多文化共生に関するアンケート調査実施	平成 24 年 7 月 (2012 年)	外国人登録法廃止、住民基本台帳法の一部を改正する法律施行
平成 26 年 2 月 (2014 年)	多文化共生指針策定		
平成 27 年 4 月 (2015 年)	人権文化部を廃止し、市長直轄の監を置く人権政策課を設置		
平成 28 年 4 月 (2016 年)	人権施策を総合的に推進するための人権行政推進本部(部長級会議)を設置し、その下に多文化共生施策推進連絡会議を設置、とよなか国際交流センター指定管理者制度(第 3 期開始)	平成 28 年 6 月 (2016 年)	本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行
平成 29 年 2 月 (2017 年)	災害時多言語支援センター設置に関する協定書締結	平成 30 年 12 月 (2018 年) 平成 31 年 4 月 (2019 年) 令和元年 6 月 (2019 年) 12 月	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が閣議決定 改正出入国管理及び難民認定法施行により、出入国在留管理庁創設等 日本語教育の推進に関する法律施行 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策改訂

豊中市の施策等		国の施策等	
令和 2 年 4 月 (2020 年)	人権政策課企画係から男女・多文化共生係に改編	令和 2 年 7 月 (2020 年) 9 月	外国人材の受入れ・共生のための総合対応策改訂 地域における多文化共生推進プラン改訂
令和 3 年 4 月 (2021 年) 7 月	とよなか国際交流センター指定管理者制度 (第 4 期開始) コロナ禍における外国人市民の生活への影響に関する調査研究実施 ウクライナ避難者のための総合窓口の設置		
令和 4 年 4 月 (2022 年) 7 月 10 月	多文化まなびあいネット (多文化共生のネットワーク会議) 設置 多文化共生に関する市民アンケート実施	令和 4 年 6 月 (2022 年)	外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ策定
令和 5 年 4 月 (2023 年) 10 月	市民協働部に人権文化担当理事を置き、人権政策課を移管、男女・多文化共生係から多文化共生係に改編 サンマテオ市姉妹都市提携 60 周年		
11 月	とよなか国際交流センター設立 30 周年		

2. 指針改訂の経過

開催日 令和 5 年 (2023 年)	会議等の内容
8 月 3 日	第 1 回人権文化のまちづくりをすすめる協議会 ・ 豊中市多文化共生指針について (諮問) ・ 多文化共生指針の改訂について (骨子案の意見交換)
8 月 31 日～9 月 7 日	第 1 回多文化共生施策推進連絡会議 (書面会議) ・ 豊中市多文化共生指針の改訂について (骨子案・改訂案の意見交換)
9 月 7 日～9 月 28 日	(公財) とよなか国際交流協会からの意見聴取 ・ 豊中市多文化共生指針の改訂について (骨子案・改訂案)
9 月 11 日	第 1 回多文化共生指針改訂に向けての検討チーム会議 ・ 多文化共生指針の改訂について (骨子案・改訂案の意見交換)
11 月 7 日	第 2 回人権文化のまちづくりをすすめる協議会 ・ 多文化共生指針の改訂について (改訂素案の意見交換)
11 月 8 日～11 月 16 日	(公財) とよなか国際交流協会からの意見聴取 ・ 豊中市多文化共生指針の改訂について (改訂素案)
11 月 22 日	第 2 回多文化共生施策推進連絡会議 ・ 豊中市多文化共生指針の改訂について (改訂素案の意見交換)
11 月 24 日	第 2 回多文化共生指針改訂に向けての検討チーム会議 ・ 多文化共生指針の改訂について (改訂素案の意見交換)
12 月 7 日	外国人市民会議 ・ 多文化共生指針の改訂について (改訂素案の意見交換)
12 月 18 日	第 3 回人権文化のまちづくりをすすめる協議会 ・ 多文化共生指針の改訂について (改訂素案の意見交換) ・ 豊中市多文化共生指針について (答申)

(1) 人権文化のまちづくりをすすめる協議会

○人権文化のまちづくりをすすめる協議会規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、人権文化のまちづくりをすすめる条例（平成11年豊中市条例第10号）第5条の規定に基づき、人権文化のまちづくりをすすめる協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営その他協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、人権文化のまちづくりをすすめるための総合的な施策について調査審議し、意見を答申するものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、市長は委員を解嘱することができる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、市民協働部人権政策課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

○第12期人権文化のまちづくりをすすめる協議会委員

区分	名前	役職等	備考
学識経験者	石 元 清 英	関西大学名誉教授	会長
	窪 誠	大阪産業大学経済学部教授	
	小 牧 規 子	一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団評議員	
	玉 置 好 徳	梅花女子大学食文化学部教授	職務代理者
	野 崎 志 帆	甲南女子大学国際学部教授	
	濱 元 伸 彦	関西学院大学教育学部准教授	
	林 美 輝	龍谷大学文学部教授	
	三 田 優 子	大阪公立大学現代システム科学域准教授	
	横 井 直 哉	豊中企業人権啓発推進員協議会幹事	
	若 柳 玉 貴	豊中市人権教育推進委員協議会副会長	
市 民	福 井 幾 子		
	湯之上 利 博		

区分ごとに五十音順、敬称略、令和5年（2023年）7月1日現在

(2) 多文化共生指針改訂に向けての検討チーム会議

○多文化共生指針改訂に向けての検討チーム会議について

人権文化のまちづくりをすすめる協議会規則第9条に基づき、令和4年7月から令和6年2月まで人権文化のまちづくりをすすめる協議会に多文化共生指針改訂について検討するための会議を設置しました。会議では、令和4年度に実施した多文化共生指針改訂の基礎資料とするための多文化共生に関する市民アンケートの調査内容の検討と調査結果の分析、考察を行いました。また、それらを活かしながら、多文化共生指針の改訂内容の検討を行いました。

○多文化共生指針改訂に向けての検討チーム会議委員

区分	名前	役職等	備考
学識経験者	石 元 清 英	関西大学名誉教授	チーム長
	小 牧 規 子	一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団評議員	
	野 崎 志 帆	甲南女子大学国際学部教授	

五十音順、敬称略、令和5年(2023年)7月1日現在

(3) 外国人市民会議

○外国人市民会議設置要綱(抜粋)

(設置目的)

第1条 外国人も市民として誰もが住みよいまちづくりを進めるため、外国人市民の意見を聴取し、市政に意見を反映させることを目的として、豊中市外国人市民会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項について意見を聴取する。

- (1) 本市の多文化共生施策の推進に関すること。
- (2) 外国人市民の生活環境の改善及び人権擁護に関すること。
- (3) 外国人市民と日本人市民との交流及び共生の実現に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

(会議の構成)

第3条 会議の委員は、豊中市の住民基本台帳に記録されている日本国籍を有しない者で、かつ豊中市に引き続き1年以上住所を有している年齢18歳以上の者のうちから、市長が委嘱する10人以内の委員で構成する。

2 委員は、公募により選考する。ただし、委員を公募したときに、応募者がなかった場合又は応募者が応募定員に満たなかった場合、若しくは選考の結果、適任者を選任することができなかった場合については、推薦により委員を選任することができるものとする。

3 委員の推薦は外国人市民の人権・教育・福祉・共生のまちづくり等に関する活動を行う団体若しくは個人に依頼して行う。

4 委員は、第1項の要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

5 委員は、特定の国若しくは地域又は民族等を代表するものではない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 会議には座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の進行、調整等を行う。

3 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が必要に応じて開催する。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

3 委員は、通訳を同行させることができる。

4 会議は、公開するものとする。ただし、会議内容によって非公開とすることができる。

- (庶務)
第7条 会議の庶務は、市民協働部人権政策課が行う。
- (委任)
第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

○外国人市民会議委員

名前	ふりがな	国籍	備考
李 ナリ	い なり	韓国	
愼 成竣	しん そんじゅん	韓国	
孫 岩	そん がん	中国	
張 雅斐	ちょう がひ	中国	職務代理者
鄭 倩	てい せい	中国	
PHAM THUY TRANG	ふぁむ とうい ちゃん	ベトナム	
黄 少熙	ふぁん そひ	韓国	座長
楊 瑜	よう ゆ	中国	
ラマ サロズ	らま さろず	ネパール	
李 霞	り か	中国	

五十音順、敬称略、令和5年（2023年）7月1日現在

（４）多文化共生施策推進連絡会議

○多文化共生施策推進連絡会議設置要綱（抜粋）

- (目的)
第1条 多文化共生指針を総合的に推進するため、人権行政推進本部の下に、豊中市多文化共生施策推進連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。
- (所掌事務)
第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 (1) 多文化共生指針の推進に関すること。
 (2) 多文化共生施策に係る課題の検討、調査及び研究に関すること。
 (3) 多文化共生施策に係る施策の推進調整に関すること。
- (組織)
第3条 会議は、議長、委員で組織する。
 2 議長は、市民協働部理事をもって充てる。
 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。
- (議長)
第4条 議長は会議の事務を総理する。
 1 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が定めた委員がその職務を代理する。
- (会議)
第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。
 (専門部会)
第6条 連絡会議は、その所掌事務を行うにあたり、特定事項の調査及び検討をさせる必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。
 2 専門部会の運営について必要な事項は、市民協働部理事が別に定める。
- (実務担当者会議)
第7条 連絡会議は、その所掌事務を行うにあたり、特定事項の調査及び検討をさせる必要があると認めるときは、実務担当者会議を置くことができる。
 2 実務担当者会議は、連絡会議の委員の推薦を受けた者で組織する。
 3 実務担当者会議は、必要に応じて市民協働部人権政策課長が招集し、これを主宰する。
 4 実務担当者会議は、分科会又は作業班を置くことができる。

(総務)

第8条 会議の総務は、市民協働部人権政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

○多文化共生施策推進連絡会議委員

所属部	職名
都市経営部	危機管理課長 広報戦略課長
都市活力部	魅力文化創造課長 産業振興課長
市民協働部	コミュニティ政策課長 地域連携課長 人権政策課長 くらし支援課長 市民課長 庄内出張所長 新千里出張所長
福祉部	地域共生課長 長寿社会政策課長
健康医療部	保健安全課長 保険相談課長
こども未来部	こども支援課長 こども事業課長 おやこ保健課長 子育て給付課長
教育委員会	学校教育課長
消防局	消防総務課長

